

横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会委員名簿

所 属 ・ 役 職 等	氏 名
星槎大学 特任講師	<small>オオシ</small> 大溝 <small>シゲル</small> 茂
保土ヶ谷区民生委員児童委員協議会 会長	<small>イウエ</small> 井上 <small>ツム</small> 力
保土ヶ谷区主任児童委員連絡会 代表	<small>スズキ</small> 鈴木 <small>フサコ</small> 房子
桜ヶ丘保育園 園長	<small>サトウ</small> 佐藤 <small>キミエ</small> 貴美江
子育て支援者 代表	<small>イシカワ</small> 石川 <small>キョウコ</small> 京子
横浜市岩崎地域ケアプラザ 所長	<small>マチダ</small> 町田 <small>タカヒロ</small> 貴宏

(順不同・敬称略)

選定委員会の概要

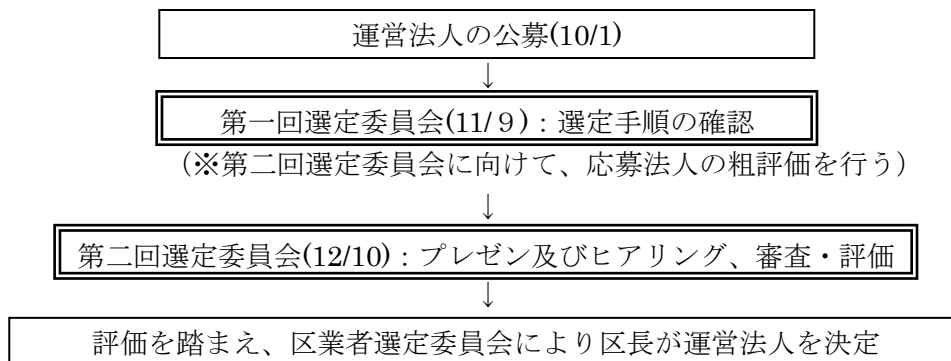
1 保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会の位置付け

本市では、有識者等の意見を市行政に反映させる仕組みとして、「横浜市附属機関設置条例」（参考資料1）に基づく、附属機関を置いています。本市における子育て支援事業の運営事業者の選定についての審議を担当する附属機関として「横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会」が設置されており、その分科会として、「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会」が位置付けられております。

2 保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会の担当事務

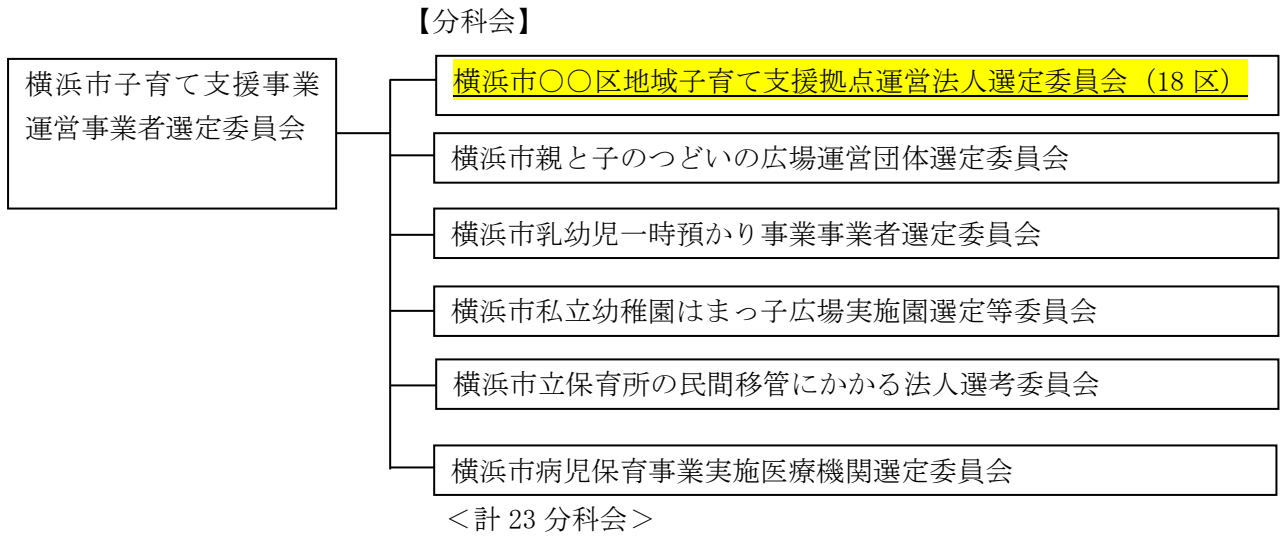
運営法人に応募をした法人について、運営法人選定基準に基づき審議します。審議にあたっては、応募法人の提出書類を審査、評価するとともに、ヒアリングを実施し、その内容を評価します。

3 運営法人選定の流れ



3 横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会について

(1) 組織図



※横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会(以下「運営事業者選定委員会」とする)

(2) 運営事業者選定委員会の担当事務

ア 横浜市各区における地域子育て支援拠点運営法人の選考についての審議に関する事。

イ 横浜市各区における子育てひろば私立常設園の選定についての審議に関する事。

ウ 横浜市親と子のつどいの広場運営団体の選定についての審議に関する事。

エ 横浜市乳幼児一時預かり事業事業者の選定についての審議に関する事。

オ 横浜市私立幼稚園はまっ子広場実施園の選定についての審議に関する事。

カ 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人の選考についての審議に関する事。

キ 横浜市病児保育事業実施医療機関の選定についての審議に関する事。

ク その他市長が必要と認める横浜市の子育て支援事業にかかる運営事業者の選定についての審議に関する事。

地域子育て支援拠点とは

地域子育て支援拠点は、子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（横浜市子ども・子育て支援事業計画）において、基本施策のひとつである「地域における子育て支援の充実」の推進にむけて、市内各区に1か所ずつ設置している施設です。

利用対象者は未就学児とその養育者ですが、実際の利用者は0～3歳児と養育者が中心となっています。

1 拠点の場所



保土ケ谷区川辺町2-5

- ・ひろば
- ・相談スペース
- ・情報コーナー

2 地域子育て支援拠点の7つの機能

【子育て家庭への支援】

- ① 保護者と児童が遊び交流できる場を提供します。
- ② 子育てで不安や悩みの相談ができます
- ③ 子育てに関する情報を集め、提供します
- ④ 利用者の個々のニーズに応じた相談ができます。

【子育て支援者への支援】

- ⑤ 子育て支援に関わる方々と一緒に地域のネットワークをつくります
- ⑥ 子育て支援に関わる方々向けの研修会などを実施します。

【地域の中での子どもの預かり合いの促進】

- ⑦ 横浜子育てサポートシステム※区支部事務局の運営を担います。

※「横浜子育てサポートシステム」は「子どもを預かってほしい人が」利用会員として、「こどもを預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。

3 保土ヶ谷区の子どもを取り巻く状況

保土ヶ谷区は、横浜市の中央に位置し6区と隣接しています。起伏に富んだ地形で山坂が多く、電車やバスへのアクセスの悪い丘陵地区が多くあります。「まんなかの保土ヶ谷」といわれるように、統計的な数字もほぼ平均値に位置しています。

■人口	20万5915人	(9位)	
■世帯数	9万6616世帯	(8位)	
■出生数	1408人	(9位)	(H29年中)
■年齢別人口	11.1%	(16位)	全市12.2%(0~14歳)
■高齢化率	26.3%	(9位)	全市24.4%

(R1.9.30現在)

4 保土ヶ谷区の子育て支援

■こんにちは赤ちゃん訪問

地域の訪問員が4か月までの赤ちゃんを対象に、子育てに関する情報を提供し、交流のきっかけ作りのため家庭訪問を実施

98.7% (市平均93.9%) (H30年度)

■赤ちゃん教室 14会場 概ね月1回

■子育て支援者事業 10会場 週1回 子育て相談 子育てグループ支援

【地域における子育て支援】

■地域子育て支援拠点 「こっころ」 日月休館

未就学児の子育て支援と子育てを支援する人のための活動の場

親子の居場所 相談 情報提供 子育て支援のネットワークづくり

■親と子のつどいの広場 6か所

星の子 親と子のフリースペース「ピア」 ぎんがむら とぴあ 風の子
マムマム

■子育てサロン

地域の民生委員・児童委員、主任児童委員さんが子育ての仲間づくりの場として、地域の25会場で開催

■地域ケアプラザ 子育て応援事業

■エリア別子育て支援連絡会

身近な地域で安心して子育てができることをめざし、子育てに関する関係機関が集まり、情報共有・課題の解決をしてゆく。(CPエリア別7か所で実施)

■エリア別児童虐待防止連絡会

学校 保育所 民生委員・児童委員 主任児童委員等関係機関が集まり、要保護児童対策地域協議会実務者会議の地域版を実施。

(30年度7か所 31年度7か所実施予定)

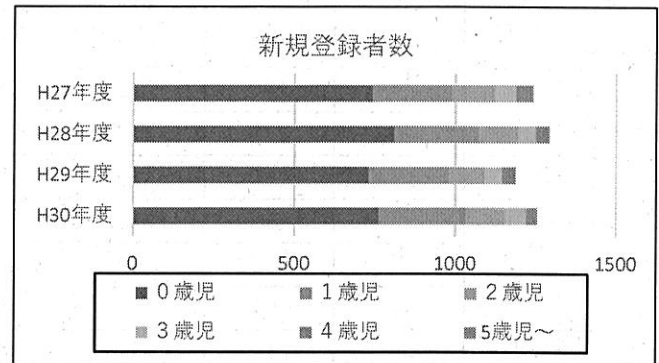
保土ヶ谷区地域子育て支援拠点こっころ



1.親子の居場所事業

(1) 新規登録者数

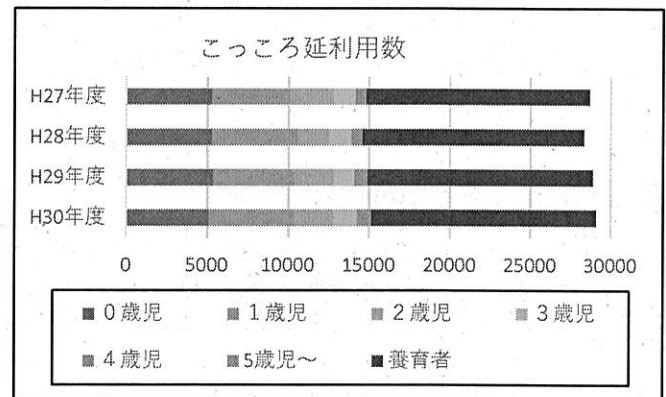
内訳	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
0歳児	743	811	731	763
1歳児	247	262	248	270
2歳児	132	122	111	122
3歳児	66	55	55	65
4歳児	33	27	24	14
5歳児～	19	15	17	20
総数	1,240	1,292	1,186	1,254



(2) こっころ延べ利用者数

26・27・28年度：117人/日 29年度：118人/日 30年度：121人/日

内訳	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
0歳児	5,313	5,278	5,368	5,102
1歳児	4,787	5,333	4,977	5,252
2歳児	2,678	1,941	2,476	2,441
3歳児	1,374	1,372	1,269	1,454
4歳児	392	402	556	509
5歳児～	306	288	251	372
養育者	13,835	13,731	14,005	13,971
総数	28,685	28,345	28,902	29,101



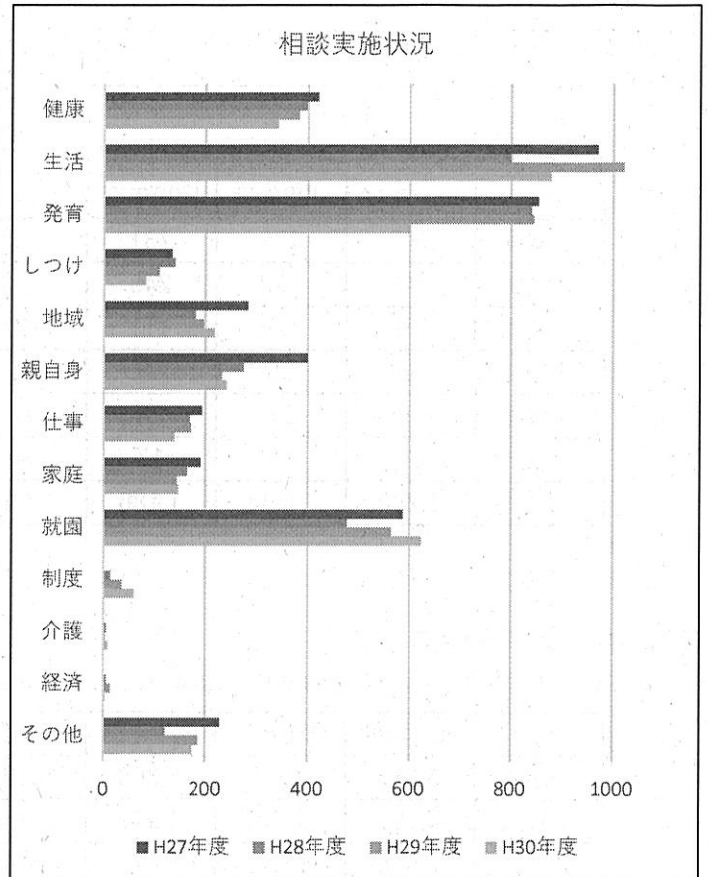
(3) 養育者の内訳(重複あり)

内訳	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
母親	12,548	12,491	12,589	12,476
父親	815	861	878	1018
祖父母	286	216	251	249
外国人	538	493	487	697
ブレママ・ブレババ	131	132	236	181
その他	53	31	48	45
総数	14,371	14,224	14,489	14,666

2.子育て相談事業

(1)相談実施状況

相談項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
健康	420	398	382	342
生活	970	799	1021	879
発育	854	841	845	601
しつけ	134	140	109	82
地域	283	180	196	217
親自身	400	274	232	241
仕事	193	169	172	139
家庭	190	164	143	146
就園	587	477	564	624
制度		13	35	59
介護		5	3	8
経済		5	13	2
その他	228	121	185	173
総数	4259	3586	3900	3513



(2)専門相談実施状況 (H30年度)

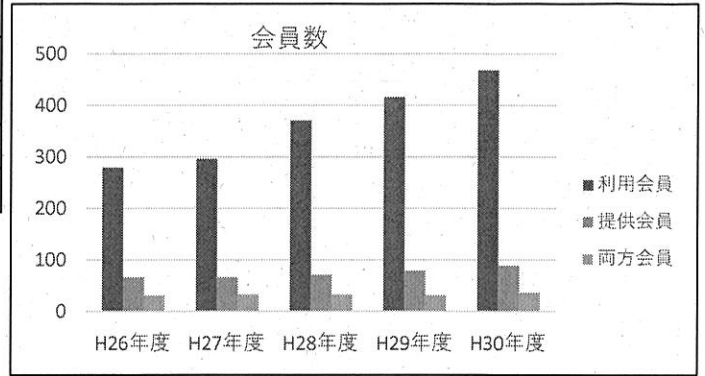
	保育士	栄養士	助産師	看護師	保育教育コンシェルジュ
相談件数	333	65	25	29	111

○区との連携ケース・・・パートナーに移行

6. 横浜子育てサポートシステム

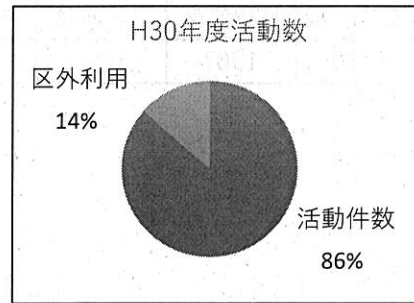
(1) 会員数 (3月末)

内訳	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用会員	296	370	416	468
提供会員	66	70	79	89
両方会員	32	32	31	36
総数	394	472	526	593



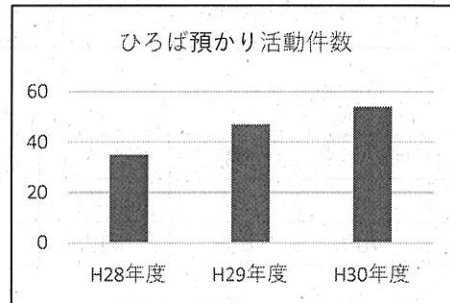
(2) 活動数 (3月末)

内訳	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
活動件数	736	779	984	896
区外利用	32	41	82	141



(3) ひろば預かり活動件数

	H28年度	H29年度	H30年度
活動件数	35	47	54



保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業 5か年のまとめ 実施概要

対象事業	保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業
対象期間	平成27年度～令和元年度(5か年)
事業の実施者	特定非営利活動法人ピアわらべ
	保土ヶ谷区子ども家庭支援課
実施目的	<p>1 今期5か年の事業を振り返り、成果や課題、今後の方向性などを整理します。</p> <p>2 市民協働事業の実践を通じて経験を蓄積し、その後の市民協働や市民協働事業に活かしていくため、また、当該協働事業の当事者だけでなく、多くの市民等の協働への参加意欲を高めるため、当該評価を公開し、透明性を高めます。</p>
実施時期	令和元年3月
実施について	<p>拠点事業は、区と運営法人との協働により進めています。</p> <p>毎年度、事業ごとに定めている「目指す拠点の姿」に沿って役割分担し、行動計画を立て、年度末には「振り返りの視点」に沿って取組の振り返りを行いながら事業を進めてきました。また、中間期には「有識者を交えた事業評価」を実施し、事業の運営・管理にフィードバックして拠点運営状況の向上を図っています。</p> <p>今回は、中間期に行った「有識者を交えた事業評価」にその後の事業振り返りを加え、今期5か年のまとめとしました。</p>
	<p>【参考】 拠点の7事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供(親子の居場所事業) 2 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること(子育て相談事業) 3 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること(情報収集・提供事業) 4 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること(ネットワーク事業) 5 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること(人材育成、活動支援事業) 6 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること (横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業) 7 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること(利用者支援事業)

1 親子の居場所事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)																
		法人	区															
①利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・3人で入りづらい、スタッフにいてほしいという意見がありどのようにサポートしていくか検討が必要である。 ・多世代が子育てに関わり養育者を支援していく仕組み作りが必要である。 ・子どもの育ちの場になっているかという視点が必要である。 ・子どもが遊びこめるように拠点内に仕切りを作るなどゾーニングできると良い。 ・来ている親子が離れずに常にセットでいる感じが強いので子同士が親から離れ自由に関わりあえるような工夫が必要である。 ・拠点が保護者のオアシスになるような雰囲気作りが必要である。 ・子育て経験を活かし親同士が悩みを解決していく仕組み作りが必要である。 	A	A															
②多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。		B	B															
③養育者と子どものニーズ把握の場になっている。		A	A															
④親(養育者)自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。		A	B															
☆アクセスの不便な区民も身近に集う場がある。		A	B															
評価の理由(法人)																		
<p>(主なデータ)</p> <p>1【多様な人を受け入れる場作り】</p> <table border="0"> <tr> <td>年間利用者数</td> <td>30年度 29,101名(121名/日)</td> <td>27年度 28,685名(117名/日)</td> </tr> <tr> <td>父親の利用者数</td> <td>30年度 1,018名(85名/月)</td> <td>27年度 815名(68名/月)</td> </tr> <tr> <td>プレパパ・プレママ利用者数</td> <td>30年度 181名/年</td> <td>27年度 131名/年</td> </tr> <tr> <td>外国人利用者数</td> <td>30年度 697組(19カ国)</td> <td>27年度 538組</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動数</td> <td>30年度 499名(うちシニア 302名)</td> <td>27年度 481名</td> </tr> </table> <p>2【ニーズ把握】</p> <p>30年度こっころに関するアンケート調査<対象:こっころ利用者、区民(乳幼児健診時)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用して良かったと思う事 子どもが自由に遊べる89.7% 子育てに関する情報がたくさんある46.3% 話し相手がいる29.0% ・利用しない理由 自宅から遠い 49.0% <p><主な取組・30年度参加者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・両親教室後のプレパパ・プレママ見学会 168名/年 ・BP講座(注1) 46組(4回開催) ・お父さんと笑おう 734名/年 ・こっころくらぶ部活動(注2) 333名参加(36回) ・外遊び(行ってみよう保育園等) 154名参加(11回) <p>・注1 BP講座「親子の絆づくりプログラム」:生後2~6ヶ月のための親子の愛着や仲間作りを目的にした講座</p> <p>・注2 こっころくらぶ部活動(養育者の自主活動):ハンドメイド部、ぱくぱく部、国際交流部、のほほん部、ヒーリング部、ふたご・みつご等</p> <p>(主な活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ハンドメイド部:こっころ、ほ도가やこどもニコニコフェスタ、地域ケアプラザのイベントでの装飾 ぱくぱく部:離乳食についてのおしゃべり会 国際交流部:地域ケアプラザのお祭りで外国の歌などを披露、お弁当講座、交流会、通訳 のほほん部:絵本の読み聞かせ ヒーリング部:ベビーマッサージ、骨盤体操 ふたご・みつご:おしゃべり会 等 				年間利用者数	30年度 29,101名(121名/日)	27年度 28,685名(117名/日)	父親の利用者数	30年度 1,018名(85名/月)	27年度 815名(68名/月)	プレパパ・プレママ利用者数	30年度 181名/年	27年度 131名/年	外国人利用者数	30年度 697組(19カ国)	27年度 538組	ボランティア活動数	30年度 499名(うちシニア 302名)	27年度 481名
年間利用者数	30年度 29,101名(121名/日)	27年度 28,685名(117名/日)																
父親の利用者数	30年度 1,018名(85名/月)	27年度 815名(68名/月)																
プレパパ・プレママ利用者数	30年度 181名/年	27年度 131名/年																
外国人利用者数	30年度 697組(19カ国)	27年度 538組																
ボランティア活動数	30年度 499名(うちシニア 302名)	27年度 481名																

1【利用者の温かい迎え入れ】

- ①常に笑顔で心がけ、初めて利用する方や1人での利用者には孤立しないよう、利用者同士がつながるようスタッフが積極的に声をかけた。
- ②「1人では拠点に入りづらい」という声をうけ、「はじめてDAY」など1人でも来やすい日を設ける予定である。(2019年度実施予定)
- ③初回利用者の中で希望者に「初めてバッチ」を用意した結果、継続利用者が初回利用者に声をかけたり、初回利用者同士つながるなど効果が出ている。
- ④生花、地域の方による季節ごとの装飾、パパ向け雑誌・外国人向け情報の設置等、利用者がリラックスできるような環境づくりを行っている。

2【多様な人を受け入れる場作り】

- ①多様な人が気軽に来所し、子育てに関心を持ってもらうために、学生やシニア、外国籍の方、男性等にボランティアとして活躍してもらっている。その結果、外国籍の方等の参加が増えてきている。
- ②ママ企画(部活動、県人会)などを開催することで、ママ同士の繋がりが深まった。
- ③父親と子どもが楽しい時間を過ごし、父親にとっても利用しやすい居場所作りを目的に、父親の自主企画「お父さんと笑おう」を月1回実施し、「父親同士、子育てや仕事の話が出来てよかった。また参加したい。」という声が多数聞かれ、年間の父親利用者数も増加している。
- ④両親教室後、プレパパ・プレママが拠点の利用につながるよう、こころ見学会を実施した。見学会では、妊娠中から無料で利用できることや産後の情報(BP講座など)を伝えたと、出産前から拠点を利用する人が増えている。
- ⑤外国の方向けに、拠点の利用の仕方をイラストで表現したり、通訳が出来る利用者には「通訳バッチ」を用意したところ、外国の方から利用しやすくなったとの声が上がっている。
- ⑥地域の方にも利用してもらえるよう、自分の成果物を展示し活動をPRできる場を設置したことで、拠点を利用する回数が増え、子どもや親と関わる姿も多く見られている。

3【ニーズの把握】

- ①利用者へ日常的にヒヤリングを行い、講座の開催など居場所運営に活かしている。
- ②利用者や地域の担い手にこころの利用に関するアンケートや聞き取りを実施し、ひろばの環境整備やスタッフの対応などについてはひろば掲示等で公表している。
- ③アンケート結果や利用者の声をうけ、新たな企画としてパパ企画の講座や就園に向けての講座、身近な地域での外遊び等を実施した。

4【親子の育ちの場の提供】

- ①一対一ではなく、大勢の親子同士で遊べるよう、大型おもちゃ(段ボールハウス、トンネル、プラレール)を設置した。また可動式の棚を設置し、子ども同士が関わり合える空間を設定している。
- ②同じ悩みや趣味を持つ利用者同士が情報交換したり、悩みを軽減出来るようBP講座・こころくらぶ部活動等を実施した。
- ③喧嘩や取り合いなど子ども同士の関わりについて、子どもの育ちの中で大切なことであることを実際の場面をとらえ伝えている。

★アクセスの不便な区民に向けての取組

・地域ケアプラザやコミュニティハウス、保育園など地域の資源と連携して、身近な地域で外遊びや講座等の取り組みを実施した結果、身近な地域で親子で遊ぶことが出来てよかった、また近くで開催されるものに参加したいと好評である。

評価の理由(区)

- ①両親教室や健診会場などをはじめ、あらゆる場で拠点スタッフが直接周知する機会を設けたことによって、顔が見える関係となり、初回利用へのハードルを下げる事ができた。
- ②両親教室の後にこころ見学会を開催した。また子育てに関するボランティアの相談があった際には、拠点を紹介した。
- ③29年度実施した子育てアンケート結果を拠点と共有し、次年度以降の事業の方向性・計画について検討することができた。
- ④来所するのにアクセスの悪い地域に向け、6か所のつどいの広場や親子サークルなどに相談や遊びの提供ができるよう協力して実施した。結果、それぞれの関係機関につながる親子が増えた。
- ⑤外国人の親子が増えており、親子が孤立することを予防するために、拠点・YOKEと協力し、居場所づくりやチラシの工夫など子育て支援を検討していく予定である。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ①プレパパ・プレママ、障がいの方、外国の方など多様な方の利用が増えてきている。今後も多様な方への周知および受け入れについて、定例会で意見交換していく。
- ②利用方法などホームページを作り直したことで、利用者数は増加傾向にある。
- ③父親企画のイベントを実施したことにより、父親同士のつながりができ、両親教室やおとわらの日の講師を担うなど活動が広がっている。今後も利用者同士が情報交換や悩みを解決できるようなしなかけを考えていく。

(課題)

- ①子ども同士が関わり合えるよう、環境整備を行い、利用者にも子ども同士の関わり合い(喧嘩も含め)の大切さを伝え、ひろば以外にも親が実践できるよう、発達に応じた関わり方について理解できるよう伝えていく必要がある。
- ②子ども同士関わり合えるツール(おもちゃ等)、利用者がリラックスできる設備や環境については、今後も工夫していく。
- ③アクセスが不便な利用者に対し、関係機関と協力して今後も外遊びなどの企画を実施していく。

振り返りの視点

- ア いつでも気軽に訪れることができ、安心して過ごせるような配慮、工夫をしているか。
- イ 居場所を訪れる様々な利用者(養育者、子ども、ボランティア等)の間に、交流が生まれるように工夫しているか。
- ウ 多様な養育者と子どもを受け入れる配慮や工夫をしているか。
- エ 養育者と子どものニーズを把握するための工夫をしているか。
- オ 把握されたニーズを区こども家庭支援課や関係機関と共有し、ニーズに応じて必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。

カ 子どもの年齢・月齢に応じた遊びの環境が整備されているか。

キ 子ども同士の関わりが尊重され、子どもが健やかに育つために必要なことに養育者が気づき、学ぶ機会を提供する場となっているか。

ク 養育者同士が相談、情報交換し、課題解決し合う仕組みや仕掛けがあるか。

2 子育て相談事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。	・拠点の相談機能として、イニシアチブをもって拠点のネットワークを用いて支援していく必要性がある。 ・傾聴できるケースと区へつなぐケースの間に拠点の働きがあると良い。 ・養育者の悩みに寄り添い、子どもへの対応の仕方について継続して考えていく必要がある。 ・利用者同士で悩みを共有し、解消できるような仕組み作りも必要である。	A	A
②相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができています。		B	A
☆利用者同士のピアカウンセリングが出来ている。		B	B

評価の理由(法人)

(主なデータ)

1【気軽に相談できる工夫とスタッフの質の向上に向けた取組】

- 相談件数 28年度 3,586件 29年度 3,900件 30年度 3,513件
- 多い相談項目について ①生活 ②就園 ③発育

2【専門相談員によるミニ講座・個別相談の実施と関係機関との連携】

- 専門相談:保育士、栄養士、助産師、看護師、保育・教育コンサルジュ、歯科衛生士、保健師
- 専門相談員のミニ講座:離乳食、アレルギー、就園、歯科、がん検診啓発(市民病院)等

☆利用者同士のピアカウンセリング

- 父親の悩み:妻とのコミュニケーション、子どもとの関わり方、仕事と育児のバランス等

1【気軽に相談できる工夫とスタッフの質の向上に向けた取組】

①利用者がスタッフに声をかけやすいよう、相談担当のスタッフは目印となるエプロンを着用した。また、ひろばの利用者が多い日にはスタッフの人数を増やしたことで、タイムリーな相談につながった。

②スタッフのスキルアップを目指し、傾聴・子どもの発達等に関する研修への参加や、日々のミーティングや専門家を交えた相談内容の振り返りを実施したことで、自信をもって相談に対応できるようになった。

2【専門相談員によるミニ講座・個別相談の実施と関係機関との連携】

①しつけや子どもの発達など相談が多い項目については、専門相談員の相談日を設け、ミニ講座や個別相談を開催したことで、満足度の高い相談ができた。

②他関係機関の連携が必要な場合は、ミーティングで話し合い、区に相談することができた。

③幼稚園の就園の相談については地域ケアプラザやコミュニティハウスとのネットワークを活かし、幼稚園入園講座を共催し、入園前の利用者の不安を軽減することが出来た。

☆利用者同士のピアカウンセリング

①父親企画のイベントの実施により、父親同士の交流の場を提供することが出来た。それによって、父親が抱える悩みを父親同士共有し解決に向けて話し合うことが出来た。

②子どもの発達やふたご・みつごの親といった共通の悩みを持つ利用者が会を企画したことで、利用者同士が相談し合う場面をもつことができた。

評価の理由(区)

①区の事業について事前に必要な情報提供をしたり、区で開催する研修について呼びかけを実施した結果、拠点での相談が円滑に行われるようになった。また個人情報の取り扱いについて、定例会などで確認した。

②養育支援が必要な場合は、要保護児童対策地域協議会に基づいて個別ケース検討会議に参加を促し、関係機関とのつなぎ、具体的な対応方法や支援の方向性について共有した。

☆ふたご・みつごの日等多胎児を育てている親を紹介し、同じ悩みを持つ親同士を結び付けている。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

①スタッフの研修等への参加により、身近な子育てに関する相談に対する対応力が向上した。また、相談内容に応じ、専門相談や子育てパートナーにつなぐ必要がある相談をスタッフが区別し、対応できるようになっている。

②同じ悩みを持つ親同士をつなぐことで、親同士のつながりが深まり、会を継続できるよう支援している。

(課題)

①個性が高く、専門相談や子育てパートナーにつないだほうが良い相談については、スタッフが判断できるよう引き続き質の向上に努める。

②発達に悩む方や外国の方、ふたご・みつごなど多様な利用者のピアカウンセリングできる場が定例開催できるよう計画していく。

振り返りの視点

ア 養育者が相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。

イ どのような相談に対しても傾聴し、相手に寄り添う相談対応を行っているか。

ウ 相談内容の傾向を把握し、振り返りを行い、望ましい対応の検討や共有に努めているか。

エ 区こども家庭支援課との連携のもと、各種専門機関の役割を把握し、養育者への効果的な支援を行うための連携、連絡体制を作っているか。

オ 専門的対応が必要と考えられる相談について、区こども家庭支援課と相談しながら適切に対応しているか。

カ 関係機関とつながった後にも、役割分担に応じて、継続的な関わりを持っているか。

3 情報収集・提供事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろばで子どもを見ながら掲示している情報をゆっくり見られるような雰囲気作りが必要である。 ・様々な場で拠点が子育て情報の収集、発信の場であることを伝えていく必要がある。 ・利用者が情報収集や発信に積極的に関わられるように検討していく。 ・情報が少ない障がい児や多胎児、シングルマザーなどの情報も収集し提供していく必要がある。 ・ホームページをもう少し見やすいように改善する必要がある。 	A	A
②子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。		B	A
③拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。		B	B
評価の理由(法人)			
<p>(主なデータ)</p> <p>1【ネットワークを活用した情報の収集・提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページアクセス数 30年度 2,300件/月(28年度 1,566件/月) ・メールマガジン配信(ほだぴよメール) 月1回配信 30年度末 会員数1,167名 <p>2【広く区民に向けて子育て情報を発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころだより 3,500部/隔月25ヶ所に配布(配布先:子育てサロン・幼稚園・保育園・地域ケアプラザ等) ・こころりーフレット 280部配布/月 (配布先:こんには赤ちゃん事業・両親教室等) ・区広報掲載 12回/年 ・ほだぴよマップ 6000部/年(配布先:区内幼稚園16園、区内認可保育園等57園、地域ケアプラザ7か所、こんには赤ちゃん訪問員、主任児童委員、子育てサロン25か所、など区内の子育て関係機関・者) ・その他 地域のタウン誌(ネットでも掲載)を活用 25,000部/1回(年5~6回発行) <p>30年度 こころに関するアンケート調査<対象:こころ利用者、区民(乳幼児健診時)> 子育てに関する情報の入手:①友人・知人の口コミ 52.6% ②キーワード検索 42.7% ③HP(区、こころ) 39.5% ④地域の掲示板・回覧板 24.4%</p>			
<p>1.【ネットワークを活用した情報の収集・提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援連絡会などネットワークを活用し、園庭開放や地域の子育て事情、各関係機関で行っている事業などの身近な地域の子育て情報を収集することができた。収集した情報はホームページ・メールマガジン(ほだぴよメール)を活用し、拠点利用が困難な利用者・地域の担い手にも情報が届くように発信している。 ②利用者の関心の高い幼稚園情報は、各幼稚園を訪問したり、施設長連絡会や子育てパートナー定例会などを通じて隣接区の情報収集にも努め提供し、地域ケアプラザと協力して幼稚園講座を開催し、多くの参加があった。 ③主任児童委員等が地域で開催している25か所の子育てサロン情報については、開催場所や日時が変更になることがあり、スタッフが適宜子育てサロンを訪問して最新の情報を収集し、提供できる様努めている。 <p>2.【広く区民に向けて子育て情報を発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ホームページを全面リニューアルし、新着画面や支援者情報など見やすくなったと好評である。1人で来所する方のための利用方法や、イベントの情報・様子を最新でアップし、アクセス数も上がった。 ②広く区民に情報発信するために広報よこはまへの掲載や、区の地域振興課、区政推進課の事業等、様々な場で拠点が区内の情報収集・提供の場であることを伝えている。 <p>3.【情報収集・提供のための環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子どもを遊ばせながら、安心安全に情報を見ることが出来るように、情報コーナーに壁面玩具やソファを設置したところ、利用者アンケートでは約9割の方から「以前より使いやすくなった」と好評である。 ②幼稚園情報ボード、親子サークル情報ボード・Q&Aコーナー等を作成し、利用者の情報交換に活用されている。 ③支援者向けの情報交換ボードを設置したところ、支援者自らが情報収集したり、発信したりなど有効活用されている。 ④DV・ひとり親等の個別性の高い情報についてはトイレ等に設置し、周りの目を気にせず情報を得られるようにしている。 ⑤外国の方の利用が増加しており、利用しやすい場になるためにイラストややさしい日本語の表示などでわかりやすい情報提供を行っている。 			
評価の理由(区)			
<ul style="list-style-type: none"> ①子育て情報に関するチラシやほだぴよマップ(区内の子育てに関する施設や相談先が掲載されているもの)などを毎年更新・作成し、様々な機会・施設に周知・配布しており、実際の利用につながっている。また、子育て支援連絡会全体会で、効果的な情報発信の仕方について学習会を実施する等、子育て支援者全体で検討する機会を設けた。 ②子育て支援連絡会全体会やエリア別子育て支援連絡会、ほだぴよ子どもニコニコフェスタなどを通して、拠点の機能を伝えたと、地域の子育てサロンへ拠点の役割が浸透しはじめ、支援者教材の貸出件数が増えている。また、区へ子育て支援に関わりたいたいという相談があった際も、拠点へつなげるなど、活動の場を紹介している。 ③家庭訪問や地域の活動の中で、拠点の利用について話題を提供するよう心がけている。また、赤ちゃん教室など親子が集まる場で、お互いに情報交換を行えるよう働きかけをした結果、不安が解消され、利用につながった例も多い。 			

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ①ホームページをリニューアルして拠点の様子を随時発信し、情報の更新を頻繁に行うことで、アクセス数が上がった。
- ②幼稚園など利用者に関心の高い情報交換の場を作ることで、拠点が利用者同士の情報交換の場となっている。
- ③拠点が区の子育てに関する情報収集・情報提供の場であることを発信し続けた結果、子育て支援の担い手から支援者教材の貸出希望が増えたり、いってみよう保育園や幼稚園講座等の共催にもつながった。

(課題)

- ①外国の方への情報提供の仕方(多言語・やさしい日本語・イラスト等)などさらに工夫が必要である。
- ②利用者や子育て支援の担い手が情報収集や発信に積極的に関わられるような仕組みの継続が必要である。
- ③SNSのメリット・デメリットを考慮しながら、効果的な情報発信方法をさらに検討していく。

振り返りの視点

- ア 養育者や担い手が必要としている情報が何かをとらえ、区内の幅広い地域の子育てや子育て支援情報を収集・提供しているか。
- イ 来所が困難な養育者や担い手も含め、情報を入手しやすいよう、さまざまな媒体や拠点以外の場を通して情報発信しているか。
- ウ 利用者が情報を入手しやすく、自ら選べるひろば内の工夫をしているか。
- エ さまざまな子育て支援の場に出向いて収集した具体的な情報や、関係機関及びネットワークを通じて得た情報を養育者や担い手に提供しているか。
- オ 拠点の情報収集・提供機能を幅広く区民に周知しているか。
- カ 養育者や担い手から拠点到情報が届けられる仕組みや工夫があるか。
- キ 情報収集・提供の企画に養育者や担い手が関わる仕組みや工夫があるか。

4 ネットワーク事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。	・世代を超えたネットワーク作りが課題。子育ての課題を地域の関係機関で話し合える関係づくりを継続していく。	A	A
②ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。	・虐待防止の観点からも、相談の入り口となる拠点がネットワークを活かしてどこまで支援していけるかを協議し、進めることが望ましい。	B	A
評価の理由(法人)			
(主なデータ)			
<p>1.【ネットワークの広がりニーズを活かした取り組み】</p> <p>①利用者のニーズに応じて、地域ケアプラザと幼稚園講座や父親イベントの開催、地域活動ホームや療育センターと発達に悩む親の交流会を実施した。</p> <p>②利用者に自分の体にも関心を持ってもらうことと、医療分野も含め地域全体で子育てしていくことを目指して、市民病院と女性のがんの検診啓発講座を開催し、参加者の検診利用や市民病院での子育て支援情報コーナーの設置につながった。</p> <p>③地域の子育て支援の活性化のために、子育て支援連絡会では新たな機関(地域活動ホーム、国際交流ラウンジ、保育園等)に声をかけた結果、参加団体が増加している。今後も引き続き子育て支援連絡会の周知を継続していく。</p> <p>要保護児童対策地域協議会への参加により、小学校・中学校などネットワークが拡大し、中学生の職業体験の受入等につながった。</p> <p>④エリア別子育て支援連絡会では、最近の親子の姿を拠点から地域の子育て支援者に発信し親子の現状の理解を促した。また、子育てしやすいまちづくりを目標に、7エリアごとに地域の特徴や課題について話し合った。アンケートや聞き取りで子育て当事者のニーズを収集し、多世代、多様な親子が交流できるイベントや子育て資源の少ない地域での外遊び等に取り組み、多くの親子の参加があった。</p> <p>⑤幼稚園等へ子育て支援連絡会への参加を呼び掛けているが、参加が増えていかない。</p>			
<p>2.【拠点の機能を活かし養育者と地域をつなぐ】</p> <p>①ネットワークを活かして集めた様々な子育て情報を発信し、利用者はその情報を基に、隣接区を含む地域の資源の利用につながっている。</p> <p>②親子のつどいの広場・主任児童委員・区役所と「ほどがやこどもニコニコフェスタ」を共催し、地域の子育て資源を養育者に提供すると共に、支援者同士のネットワークを深めることが出来た。</p>			
評価の理由(区)			
<p>①エリア別子育て支援連絡会では、地域の課題解決にむけ、事務局(拠点、区、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ)で、ネットワークが活用できるよう事前協議の場を持っている。エリア別子育て支援連絡会の当日には、保健師や地域の関係機関が感じているエリアの課題を出し合い、関係者・機関・多世代等全員で解決策を考えられるよう成熟してきている。</p> <p>②エリア別子育て支援連絡会やエリア別要保護児童対策地域協議会に拠点も参加することで、各関係機関の役割を知り、地域の親子を適切な機関へ紹介・案内できるようになっている。</p>			
拠点事業としての成果と課題			
<p>(成果)</p> <p>①子育て支援連絡会全体会、エリア別子育て支援連絡会を開催し、地域の支援者とつながったことで、多角的に地域の親子のニーズを捉え、エリアでの外遊びや国際理解の研修など課題解決に向けての取り組みを行うことができた。</p> <p>②要保護児童対策地域協議会に参加することで小学校・中学校、障がい児、外国人の関連施設等とも繋がりができ、地域の親子を適切な機関へ紹介・案内ができている。</p>			
<p>(課題)</p> <p>①エリア別子育て支援連絡会等で、親子の現状を継続して発信し、ネットワークを活用し課題解決を行えるよう、幼稚園等のネットワークのメンバーを広げていく必要がある。</p>			
振り返りの視点			
<p>ア 子育て家庭や地域の子育て支援関係者のニーズを踏まえ、連携促進に取り組んでいるか。</p> <p>イ 地域の子育て支援関係者が、互いに知り合い、理解し、子育て家庭の状況及び子育て支援の情報や課題を共有するための場、機会をつくりだしているか。</p> <p>ウ 地域の子育て支援関係者が協力し、支え合えるように、関係者同士をつないでいるか。</p> <p>エ 養育者を身近な地域の子育て支援の場につなげているか。</p> <p>オ 子育て支援活動に関心のある方を丁寧に受け止め、必要に応じて身近な地域の活動へつないでいるか。</p>			

5 人材育成・活動支援事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができています。	・より多くの世代に向けて子育て支援の大切さを伝え、子育てを見守る人を増やしていく。支援者を増やし養育者自身も子育て支援に関わっていけるような仕組みづくりを進めていく。 ・プレパパ、プレママに対する体験型の支援が重要である。気軽な相談の場として活用できることが望ましい。 ・妊娠期以前の学生の育児体験も大切なので、定着するための工夫をしていけると良い。	B	A
②養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援活動に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。		B	B
③広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。		B	A
④これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。		B	B

評価の理由(法人)

(主なデータ)

1【地域の担い手の支援】

- ・ボランティア述べ活動数 30年度 499名 活動者数32名 新規登録17名
- ・ボランティア交流会 30年度 13回/年 62名参加
- ・親子サークル登録数 30年度 32団体 (27年度:26団体 28年度:27団体 29年度:30団体)
- ・親子サークル連絡会 30年度 1回/年 46名参加
- ・支援者教材貸出数 30年度 456回/年 登録者数 157(団体 82 個人登録 75)
- ・講演会 28年度:「多世代交流について」(塩谷香氏)
 29年度:「保土ヶ谷区子育てアンケートの結果から見えてきたこと」(田中孝司氏)
 30年度:「あたりまえが難しい親たち&子どもたち」(土谷みち子氏)
 31年度:「伝えたい」が「伝わる」チラシと広報」(斎藤百合恵氏)

2【養育者や子育て支援活動に関心のある方を地域につなぐ】

- ・こっころくらぶ部活動 36回/年 333名参加 (うち地域での活動 7回)

3【子育てしやすいまち作りへの提案】

- ・29年度 区子育てアンケート 「9割以上の方が子育てを楽しんでいると感じているが、約2割の方が孤立していると感じている」アンケートからわかった母親の孤立感を和らげる4つのこと
 ①パパとママのより良いコミュニケーション②仲間づくり③親子のコミュニケーション④地域の方々とのつながり

1【地域の担い手の支援】

- ①29年度に区で実施した子育てアンケートの結果分析より見えた課題から「子育ての現状」「情報提供の仕方」をテーマにした支援者向け講演会やボランティア交流会を開催した結果、「現代の親子の背景が理解できた」「チラシの作り方の参考になった」等の意見が聞かれた。
- ②支援者が抱える悩みや課題を捉えるために、子育てサロンや親と子のつどいの広場を訪問し、支援者の声を聴き、助言することができた。また、その際に支援者と顔がつながり、相談利用につながった。
- ③「親子サークル」の情報交換の場の提供や、「親子サークル」立ち上げへの支援を行い、利用者の仲間づくりに向けた自主的な活動を応援することが出来た。

2【養育者や子育て支援活動に関心のある方を地域につなぐ】

- ①同じ趣味等でつながる養育者のグループ(こっころくらぶ部活動等)を地域ケアプラザでの演奏会や外国語の絵本の読み聞かせなど地域の活動につないだ。
- ②子育て支援活動に関心のある方に地域の子育て資源や子育て支援活動について伝え、希望に応じて活動につなげた結果、親と子のつどいの広場など子育て支援施設のボランティアとして活動するようになった。

3【子育てしやすいまちづくりへの提案】

- ①身近な地域で安心して子育てが出来る地域作りを目指して、区の地域振興課や区政推進課の会議や講座など、子育て関係以外の場(ほだがや楽考、デザインセミナー、おやじの会、連合町内会会議他)にも積極的に参加し、子育ての現状や子育て支援の必要性を伝えた。
- ②保土ヶ谷区地域福祉保健計画「ほっとなまちづくり」推進会議に参加し、区全域で子育て支援への関心が高まるように、子育ての課題や地域で親子を見守ることの大切さを伝えた。

4【プレパパ・プレママ、学生と子育て当事者の交流】

- ①両親教室後のプレパパ・プレママ拠点見学会で赤ちゃんとの触れ合いや利用者との交流の場を設定し、今後の施設利用を促した。また、ほだがやこどもニコニコフェスタにおいて、沐浴体験等育児体験のできる場を設定した結果、プレパパ、プレママの利用者が増えた。
- ②学生ボランティアや中学生等の職業体験を受入れ、学生が子どもや利用者と関わる機会を作り、子育てに関心を持つ場となった。

評価の理由(区)

- ①子育て支援連絡会で、子育てアンケートの結果を共有や、最近の親事情を知る講演会の開催を通し、それぞれの機関で行っている事業を見直すことにつながった。また、子育てアンケートで出た孤立を和らげるための4つの視点を意識し、事業展開していくことが確認できた。
- ②子育てがひと段落した養育者(学齢期以降)が子育てサポートシステムの提供会員を担えるよう、小学校入学説明会の場を活用し、子育ての現状や預け預かりあう大切さを周知したところ、若干名ではあるが新規の登録につながった。
- ③区民向けに、イベントを通しながら子育て関係機関の事業紹介を目的に、拠点はじめ、親と子のつどいのひろば、主任児童委員、図書館等と「ほ도가やこどもニコニコフェスタ」を開催しているが、来所者アンケートの結果から、理解できたという声が多く聞かれた。
- ④子育てアンケートの結果について、ほっとなまちづくり推進会議、民生委員児童委員・主任児童委員会、区連合町内会等で報告を行った結果、親が孤立を感じていることへの関心が高く、それぞれの分野でも子育て支援について考えていきたいなど、第4期地域福祉計画策定にむけ提言することができた。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ①地域の様々な会議やボランティア交流会等で、子育ての現状や子育て支援の必要性を伝え、幅広い年代のボランティアを受け入れることが出来、新規登録者数や活動数も年々増加傾向にある。
- ②親と子のつどいの広場と共に、利用者の自主的な活動を応援することが出来、親子サークル支援の継続、親子サークル数の増加につながっている。
- ③子育てアンケートの結果を支援者のみならず、地域関係者など多くの区民と共有することができ、それぞれの分野で、子育て支援に取組のきっかけを作ることができた。

(課題)

- ①利用者や子どもの代弁者として、親子の孤立や子どもの育ちについて地域で考えてもらえるような発信の方法を考えていく。
- ②親子サークル連絡会の開催回数や内容を検討し、親たちが自主的に運営できる親子サークルが継続して運営していけるよう支援していく。

振り返りの視点

- ア 子育て家庭や担い手のニーズを踏まえ、活動意欲の向上やスキルアップにつながる取組がなされているか。
- イ 地域の子育て支援活動がより充実されるよう、必要に応じて新たな活動希望者を結び付けているか。
- ウ 新たな担い手を発掘・養成する取組がなされているか。
- エ 活動希望を丁寧に受け止め、拠点内の活動や身近な子育て支援活動等に結び付けているか。
- オ 養育者が地域を身近に感じ、地域の活動に関心を持てるように働きかけているか。
- カ 地域で子育て支援に関わる人が増えているか。
- キ 子育ての現状や子育て支援の必要性を周知・啓発しているか。
- ク 子育て家庭(妊娠期の方を含む)を温かく見る気持ちを持つことができるように働きかけているか。
- ケ これから子育て当事者となる市民と子育て中の親子がふれあい、学び合う機会や場を作っているか。
- ケ これから子育て当事者となる市民と子育て中の親子がふれあい、学び合う機会や場を作っているか。

6 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点に來れない利用者にも出張説明会など周知活動をしていく事で、会員登録につなげる必要がある。 ・地域により会員種別に偏りがあるため、コーディネートの結果、活動につながらない提供会員には他のさまざまな活動を提案していく。 ・提供会員のサポートの質を担保していくことが必要である。 ・親がリフレッシュで利用することを躊躇しないような啓発が必要である。 ・障がい児の利用の需要があるので、可能な限り受け入れをしていけるような提供会員への啓発等の取組が市として必要である。 	B	B
②養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。		B	B
③会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。		B	B
④養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。		A	A
評価の理由(法人)			
<p>(主なデータ)</p> <p>1【周知活動と提供会員拡大に向けての取組】</p> <p>会員数 30年度 会員数 593名 (利用会員468名 提供会員89名 両方会員36名) 27年度 会員数 394名 (利用会員296名 提供会員66名 両方会員32名)</p> <p>活動件数 30年度 896件 27年度 736件</p> <p>・広報誌配布 600部/年3回 特別号3000部/年</p> <p>30年度こころに関するアンケート調査 子育てサポートシステムを知っているか?知っている 68.9%(H28 83%) 知らない17.4%(H28 15%)</p> <p>2【利用しやすくする為の取組】</p> <p>30年度・入会説明会 13回 ・個別入会説明会 36回 ・出張入会説明会 16回 ・ひろば預かり 54件(28年度:35件 29年度:47件)</p> <p>3【活動の継続と質の向上の為の取組】</p> <p>30年度・提供会員・利用会員との個別懇談会(あまちゃミーティング) 25回/年 ・研修会 41名参加(年1回) ・地域交流会(エリアトーク) 18名参加(年3回) ・交流会 16名参加(年1回) ・みまもり隊活動 45名参加(年41回) ・提供会員と話す 12回/年</p> <p>4【利用相談と情報提供】</p> <p>相談事例 外国の方、障がいの方の預かり依頼、出産等緊急時の依頼</p>			

1【周知活動と提供会員拡大に向けての取組】

- ①ホームページや会報誌、子育て関連イベント、子育て支援連絡会で子育てサポートシステムのしくみの周知をした。
- ②会員拡大に向けて子育てサポートシステムのチラシをリニューアルし、区内の小学校(21校)、保育園・幼稚園(54ヶ所)に配布した結果、利用会員・提供会員が増加した。
- ③ひろばを利用している親子に向け、こっころのひろばで提供会員自ら周知活動(提供会員と話そう)を実施したことで、入会説明会に参加しやすい体制を作ることが出来た。

2【利用しやすくする為の取組】

- ①定期的な入会説明会(平日・土曜)の他に、必要に応じ個別入会説明会を実施するなど個に合った対応をしている。
- ②親と子のつどいの広場や拠点から離れた地域の子育て関連施設、サロンなどで出張入会説明会を実施し、会員登録や親と子のつどいの広場での預かりにつながった。
- ③27年度から、ひろばでの「お試し預かり月間」(年1回)を設定し、29年度から掲示等で分かりやすくPRしたことでリフレッシュなどの利用が増え、その後の地域での活動につながった。
- ④利用者の声をホームページやひろばの掲示、会報誌等で掲載し啓発を行い、リフレッシュ利用の促進に努めた。
- ⑤件数は少ないが、障がい児を育てた経験のある利用者が提供会員として登録しており、一部ではあるが、障がいのある子どもの預かりにつながっている。
- ⑥外国の方の利用が増加しているため、入会説明については、国際交流ラウンジの通訳支援を活用し対応している。

3【活動の継続と質の向上の為の取組】

- ①毎年活動グッズ(書類入れ・印鑑ホルダー・緊急連絡先入り名札等)を配布し、個人情報の流出防止に努めている。
- ②交流会やエリア懇談会(エリアトーク)、提供・両方会員との個別懇談会(あまちゃミーティング)などを実施し、提供・両方会員のニーズ把握に努めた。提供会員のニーズから、子どもとの関わり方についての研修会を実施し、今後の活動意欲につながったという声があった。
- ③提供・両方会員の活動の場として、みまもりたい活動(イベント時の子どもの見守り)を企画し、登録のみで活動していない提供会員に活動してもらう機会を設けた。
- ④事前打ち合わせシートに新たに課題となっているSNS等の個人情報取り扱いについての記載を入れ、個人情報保護の意識付けを行った。

4【利用相談と情報提供】

- ①利用相談時、利用会員のニーズを把握し、預かりだけではなく、必要に応じて拠点内にある情報を活用し、地域の資源に繋いだ。(家事支援・通訳ボランティア・子育て関連施設)
- ②個別性の高い相談があった場合は、本人の了解を得ながら子育てパートナーに繋ぎ区と連携して対応している。

評価の理由(区)

- ①子どもを預けることの大切さ・必要性、孤立している親子の現状について、赤ちゃん教室、母子訪問、健診、保育園、幼稚園園長会や校長会など様々な世代へ周知する場を設け、子育てサポートシステムについて理解を得られるよう心がけている。
- ②拠点での出張子育てサポートシステムの説明会の実施にむけ、近隣に住む親子に対し、周知を心がけている。
- ③子育てサポートシステムに関する研修開催時は、研修時間が長く、会場の確保が困難なため、調整に協力している。
- ④子育てサポートシステムの提供会員より情報提供があった場合には、個人情報に留意しながら個別に対応を行っている。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ①ひろばでの「お試し預かり月間」を設置したことで、他の方の目があるという安心感があり、ひろば預かりが年々増加している。また、提供会員で初めて預かりを経験する方がお試し預かりを経験することで、預かりに対する不安の軽減につながった。
- ②子育てパートナーとの連携により、利用者のニーズに合った支援につなげるなど相談を多角的にみるようになってきている。

(課題)

- ①提供会員・利用会員のニーズをアンケートやエリア懇談会、個別懇談会で把握しているが、課題の分析が出来ていないため、今後、対策を検討していく。
- ②利用が増加している外国の方や、障がい児(障がいの疑いのある方を含む)のコーディネーター等については、地域の社会資源である地域活動ホームや国際交流ラウンジと協力しながら検討していく。
- ③コーディネーターの段階で、提供会員、利用会員とスムーズに連絡を取ることが出来ないため、SNSの活用等、個人情報の流出に留意しながらの連絡方法について検討していく。
- ④提供会員・利用会員ともに写真・SNS等個人情報の取り扱い等については、引き続き注意を呼び掛けていく必要がある。
- ⑤活動内容として、児の送迎や下校後の預かりが多く、リフレッシュのための利用は少ない。ニーズにあった預かりの在り方を検討していく。

振り返りの視点

- ア 区民に対して、子育てサポートシステムについての周知活動を行っているか。
- イ 提供会員数拡大に向けた取組がなされているか。
- ウ 養育者に対して、必要時に利用相談しやすく感じられるような周知活動等の工夫をしているか。
- エ 会員が相互の合意のもとに気持ちよく安全に活動できるよう、会員の状況に応じた活動方法の提案や、丁寧なコーディネーターができていくか。
- オ 会員の声の把握に努め、必要に応じて活動内容の調整や会員のフォロー、追加のコーディネーター等を行っているか。
- カ 提供・両方会員が活動の意義を感じながら、安心・安全な活動を継続して行えるよう、研修会等の取組がなされているか。
- キ 会員の活動意欲を高めるため、会員間の交流をはかる取組がなされているか。
- ク 就労に関する以外の養育者のリフレッシュ等の理由での利用を促進する取組がなされているか。

様式1-6 地域子育て支援拠点事業評価シート

- ケ 会員間で授受される個人情報を会員が適正に取り扱うことが出来るよう、注意喚起や研修等の取組がなされているか。
- コ 援助活動の調整等を通して把握した子育てに関するニーズを、必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。
- シ 子育てサポートシステム以外の子育てに関する相談に対して、情報提供等の支援ができているか。

7 利用者支援事業

目指す拠点の姿	(参考)1期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①拠点における利用者支援事業が、区民や関係機関に広く認知されている。	/	C	B
②相談者に寄り添い主体性を尊重しながら、個別相談に応じ、適切な支援を行っている。		B	A
③子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。		B	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)
1【利用者支援事業の周知】
 28年度こころ利用者アンケート 子育てパートナー (拠点)知っている 33% 知らない 66%
 30年度こころに関するアンケート調査 子育てパートナー (拠点)知っている 50% 知らない 37%
 (区) 知っている44% 知らない48%
 子育て支援連絡会・支援者アンケート 子育てパートナー 知っている 52% 知らない 48%

2【個別相談】
 ①平成28年度実績②平成29年度実績③平成30年度実績
 ・相談対応 ①392件 ②343件 ③335件
 ・周知活動 ①34件 ②24件 ③38件
 ・出張相談 ①4件 ②30件 ③28件
 ・電話相談 ①26件 ②30件 ③41件
 ・相談内容(30年度)①子どもの発育・発達 29.2% ②親自身25.1% ③子どもの生活について14.9% (上位3位3年間で変化なし) ④就園・就学12.1% ⑤制度サービス4.9% ⑥子どものしつけ4.7% その他:子どもの健康・親の仕事・地域情報・経済問題

1【利用者支援事業の周知】
 ①ネットワーク機能を活用して支援者に周知し、個人情報に留意しながら必要時の見守り等の連携をしている。
 ②子育てパートナーを知らないと回答した方が6割(28年度)であったため、拠点ホームページ・拠点通信・区版広報紙などで事業の説明や子育てパートナーの紹介をした。区民祭り・合同育児講座・各地域ケアプラザのイベント、30年度から区の4ヶ月健診時にチラシや連絡先の入ったマグネットバーの配布により、子育てパートナーの知名度は上がっている。しかし周知率は5割程度(30年度)であるため、引き続き周知は必要である。
 ③利用者が相談しやすい環境づくりとして、子育てパートナーについてひろば掲示をしたり、親と子のつどいのひろば巡回時やイベント時に直接伝えたり、ミニ講座を開き普段から顔見知りになることを心掛けた。

2【個別相談】
 ①利用者の相談には丁寧に傾聴、ニーズを把握、主体性を尊重した対応を行った。
 ②必要な情報提供ができるように、地域の関連機関を訪問し情報の共有を行った。また拠点のネットワークを活かし地域情報を集め常に新しい情報が提供できるようにした。
 ③専門的な対応を必要とする相談には、専門相談に繋げたり区や関係機関に紹介・仲介をしたりしている。また区とは月1回の定例会で対応についての共有・役割分担をしている。必要時、タイムリーに担当保健師と連絡を取り合い対応を協議している。
 ③適切な支援につなげるために、傾聴・ひとり親サポート・DV・乳幼児の発達・障害・メンタルヘルス・虐待・外国人対応に関する研修会に参加しスキルアップに努めた。

3【地域との連携】
 ①子育て支援連絡会(全体会・エリア別)や要保護児童対策地域協議会に出席し情報の収集・提供を行い関係性の強化につながっている。
 ②29年度より区内の親と子のつどいの広場や地域での子育てサロンで出張相談を行い、顔の見える関係づくりに努めた。

評価の理由(区)

①4か月児健診時に子育てパートナーが直接周知する機会を設けたことにより顔がつながり、その後の相談につながりやすくなったが、区民への知名度は半数のため、さらに周知していく必要がある。
 ②定例会で相談内容について共有し、方針について確認している。また要保護児童対策地域協議会の対象者については、子育てパートナーより地区担当と個別に情報共有し、具体的な支援の方法について検討したり、区の窓口で直接つなげ、タイムリーに支援が出来るように連携している。
 ③子育てパートナーが赤ちゃん教室など地域に直接出向いて、周知が出来るよう調整を行った。
 ④拠点が遊びの場であるだけでなく、子育てに関する相談ができる場であることをあらゆる機会を捉え周知したことで、ひろばでの相談や子育てパートナーへの相談につながった。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ①妊娠期からつながるよう、母親教室、4か月児健診等、頻繁に区役所で周知することで、子育てパートナーの認知度は高まっている。
- ②地域の関係機関へ出向いたり、一緒に事業を行うことで、関係機関とのつながりが深まり、新たな情報の収集・提供や、子育てパートナーへの相談につながっている。
- ③日々の振り返りや対応の検討をすることによって、相談者を継続的に見守ることが出来ている。

(課題)

- ①拠点利用者の利用サイクルが1~2年と短く、常に周知の必要性があるため、より効果のある周知方法を検討していく。
- ②関係機関からつながった相談については、継続的な支援となるよう情報共有を図っていく必要がある。
- ③相談が多岐に渡っているため、新たな繋ぎ先との関係づくりと新たな取組を視野に入れて事業を行っていく。
- ④利用者支援における相談増加や関係機関への出張相談もっており、子育てパートナー一人体制では対応しきれっていない。
- ⑤拠点が相談できる施設であるという認識が低いため、子育てパートナーやひろばでの相談事業について引き続き周知を行っていく。

振り返りの視点

- ア 利用者支援事業を幅広く区民や関係機関に周知しているか。
- イ 養育者に対して、気軽に相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。
- ウ 最新の情報を収集し、活用できるよう工夫しているか。
- エ 相談に対しては、傾聴に努め、ニーズを把握して対応しているか。
- オ 拠点内連携、関係機関への紹介・仲介・支援依頼等について、相談者が円滑に利用できるような対応をしているか。
また、専門的な対応を要する相談については、内容に応じて速やかに関係機関に紹介・仲介する等、適切な対応を行っているか。
- カ 拠点内連携、関係機関への紹介・仲介後も必要に応じて役割分担を確認しながら継続的な関わりをもっているか。
- キ 相談の対応状況や支援の適切さ、拠点内外での連携状況等について、多角的な視点から振り返りや検討を行っているか。
- ク 拠点のネットワークを活用し、関係機関や地域の社会資源との関係づくり・関係強化を行っているか。
- ケ 利用者支援事業の周知や個別相談等の取組を通じて、支援につながる新たなネットワークの構築を行っているか。
- コ 把握した課題を関係機関等と共有し、拠点事業の充実や、必要な支援の調整や見直し、不足する資源の調整や提案につなげているか。

横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人募集要項

横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点の運営法人を募集します。

1 地域子育て支援拠点事業の概要、法人選定の趣旨

(1) 地域子育て支援拠点の施策上の位置付け及び運営法人募集の趣旨

地域子育て支援拠点（以下「拠点」という。）は、横浜市において策定された「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！ よこはま わくわくプラン～」において、9の基本施策のひとつである「地域における子育て支援の充実」の推進に向けて、地域における子育て支援の拠り所となる施設です。

保土ヶ谷区（以下「区」という。）については、平成19年2月に拠点を設置し、現在運営をしておりますが、運営3期目から5か年度目となる本年度をもって現在の運営法人による運営期間が満了することに伴い、次年度以降の運営法人を募集するものです。なお、第4期中に拠点の出先施設として、拠点サテライトを設置する場合があります、設置した際は拠点と合わせて運営していただくこととなります。

横浜市子ども・子育て支援事業計画はこちらを参照してください。

* URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/iken/newplan-public-comment.html>

(2) 事業実施の方法

事業は、区と運営法人が、事業目的を共有しながら協働で実施していくこととし、区と運営法人は、協働契約（委託契約型）を締結します。協働契約（委託契約型）に基づき、区は運営法人に対して、事業に係る経費を支払います。

契約締結の後、区が借り上げた建物（以下「実施施設」という。本募集要項の2(3)キ 実施施設を参照。）において事業実施していただきます。

(3) 拠点の機能及び対象者

拠点の基本的な機能及び対象者としては、以下を想定しています。これらに加え区が必要と考える機能を付加する場合があります。なお、各機能の詳細（目指す姿）は、別添仕様書（案）の4（3）業務内容を参照ください。

(原則として未就学児の) 子育てをする家庭へのサービス提供の機能

- ①親子の居場所機能……乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- ②子育て相談機能……子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること
- ③子育て情報収集・提供機能……子育てに関する情報の収集及び提供に関すること
- ④利用者支援機能……個々のニーズに応じた相談対応と関係機関等との協働の関係づくりに関すること

地域で子育ての支援に関わる方への支援の機能※

- ⑤子育て支援ネットワーク機能……子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること
- ⑥子育て支援人材育成機能……子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること

地域ぐるみでの子育て支援の促進※

- ⑦横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能

……地域の住民同士で子どもを預け預かる支え合いの促進に関すること

※令和3年度より、本部事務局を社会福祉法人横浜市社会福祉協議会から、子ども青少年局が担当とする ことに
伴い、本部事務局と区支部事務局との事務分担が変更となります。なお、分担内容については、子ども青少年局に
より考案中です。従来の業務内容については、別添資料「横浜子育てサポートシステム業務内容」をご覧ください。

※拠点サテライトでは、⑤～⑦の機能を除く。ただし、運営者が⑤～⑦を実施する際には、拠点サテライトを活用して実施する。

(4) 運営法人選定の趣旨

拠点が、その機能を効果的に発揮できるよう、運営法人には「子育てをする家庭を支援する資質、能力」及び「地域の子育て支援関係者との連携、地域に必要な人材の育成など、地域力を創出できる資質、能力」を求めます。

このため、運営法人の選定は、提案（申請）の資格を満たす法人を広く公募し、応募法人の提出する事業計画書の審査及び応募法人のプレゼンテーション等を通じて、提案内容を評価します。（プロポーザル方式による委託の受託者の特定）

提案内容の事業運営に関する計画の記載については、これまでの5か年度で取り組んできた拠点事業の連続性や継続性も考慮し、別添「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業6事業評価シート」における成果と課題などの内容を十分踏まえたうえで計画、選定申請書類を作成してください。計画の評価に際しては、計画の内容がこれらの課題に対して優れたものであると判断する場合に、加点するよう評価項目を設定しています。

2 公募の条件

(1) 運営者とする法人の種類

運営者は、次のいずれかに該当する法人とします。

- ア 市内の保育所等の児童福祉施設を経営する社会福祉法人等
- イ 市内の医療施設を経営する医療法人等
- ウ 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- エ 市内の幼稚園を経営する学校法人等

(2) 提案（申請）の資格

提案（申請）の資格は、次の各号全てに該当する法人とします。

- ア 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿（※）に登載されていること又は協働契約（委託契約型）を締結するまでの間に登載されていることが見込まれること。
- イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

一般競争入札参加有資格者名簿について

※横浜市が委託等の契約を締結する上で、一定の審査（市税の滞納がないこと等）を行い有資格者として認められた者を登載した名簿です。名簿登載されるには、入札参加資格審査申請を行う必要があります。

※登録種目・細目コードは、333-Z（福祉サービス・その他）又は 350-Z（その他の委託等）とします。

※本事業の申請締め切りまでに名簿登載が間に合わない場合でも、入札参加資格審査を申請済みで、資格について審査中である場合には、本事業の提案（申請）を受け付けます。

※入札参加資格審査申請については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」を参照してください。

URL <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

(3) 事業実施内容等に係る基本的事項

拠点における事業実施内容等は、次の各項目の他、別添の仕様書（案）の定めによります。なお、仕様書（案）はあくまで現時点の案であり、実際の事業実施内容と異なる場合があります。

ア 運営期間

運営期間は、原則として令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

イ 実施施設

運営法人には、次の施設で実施していただきます。

所在地：横浜市保土ヶ谷区川辺町2-5 パークタワー横濱星川1階

構造等：鉄筋コンクリート造20階建

床面積：延302.42㎡

ウ 実施日

事業は土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上実施するものとし、休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を決め、休業日として定めることとします（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは休業日とします）。

エ 実施時間（勤務時間）

午前9時から午後5時まで

注1：親子の居場所事業については、週5日以上、1日6時間以上開設することが条件です。当該条件を満たしていれば、例えば午前10時から午後4時まで等、実施時間内で開設時間を別に設定することは可能です。

注2：横浜子育てサポートシステム区支部事務局については、開設時間は週5日、1日7時間以上とし、曜日及び時間帯の設定については、親子の居場所事業の開設時間帯との重複及び会員の利便性等に配慮してください。

注3：利用者支援事業については、親子の居場所の提供時間に合わせて実施してください。

オ 人員配置

別添仕様書(案)の4の(3)業務内容を確実に遂行できる人員配置を行うこと。

拠点

職員の種類	説明
常勤職員	週35時間以上勤務する者をいう。 ※常勤職員のうち1人を施設長とする。 ※また、施設長以外の1人を、主に子育てサポートシステムのコーディネーター（別添仕様書〔案〕を参照。以下「コーディネーター」という。）の業務を行う者とし、この者を原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の責任者とする。 さらに、施設長及びコーディネーター以外の1人を、利用者支援専任職員の業務を行う者とする。
非常勤職員	週35時間未満の勤務となる者をいう。

サテライト

職員の種類	説明
常勤職員	週 35 時間以上勤務する者をいう。 ※常勤職員のうち1人を現場責任者とする。 ※また、現場責任者以外の1人を、利用者支援 専任職員の業務を行う者とする。
非常勤職員	週 35 時間未満の勤務となる者をいう。

【人件費の考え方】

人件費は、以下に基づいて委託料に積算します。配置人数を増やす場合、開所日数を増やす場合又は法人の給与体系が以下に示す金額より多い場合であっても、人件費の加算は行いません。(実際に支払う給与額を、下記金額にしなければならないわけではありません。)

●常勤（施設長）	年額 4,599,516 円
●常勤（施設長以外）	年額 4,102,512 円
●常勤（コーディネーター）	年額 4,102,512 円
●常勤（利用者支援専任職員）	年額 4,102,512 円
●非常勤（1人当たり）	年額 1,868,304 円
●非常勤（コーディネーター）	年額 1,868,304 円
人件費総額	年額 30,351,084 円

注1：常勤職員は社会保険料、労働保険料等及び期末等諸手当を含む額。

非常勤職員は労働保険料（雇用保険、労災保険）及び交通費を含む額。

注2：上記金額は、現時点で予定している金額であり、年度により変更する可能性があります。

カ 利用者からの参加料の徴収

実施事業の参加料は無料とし、利用者から参加料を徴収できません。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費（材料費等の経費）で、特定の個人の利用に係る経費を利用者から徴収することはできます。

キ 委託料として支払う経費（予定）

区はエの人件費に加え、以下の経費を委託料として運営法人に支払います。人件費を含めた事業費の総額は、4月に事業を開始することとし、約4,200万円を見込んでいます（現時点の予定であり、変更することもあります。また、委託料について消費税は非課税となります）。

実際の委託料は、法人選定の後、運営法人から見積徴収し、区が定める予定価格以下の金額で決定します。

なお、委託料には人件費、光熱水費等の定期的に支出を要する経費が含まれるため、原則として支払いは前金払いとします。ただし、契約締結当初に一括払ではなく分割払とし、原則として毎月、必要と考えられる額を支払います。

人件費以外の経費の例(現時点での案です。実際の経費と異なる場合があります。)

- 施設費 光熱水費、非常通報システム使用料
- 事業費 一般健康診断、講師等謝金、出張旅費、消耗品費（事務・日用品、材料等）、図書等購入費、被服費、コピー機リース・保守・消耗品供給契約料、印刷製本費、通信費、ホームページ運営費、広報費、行事費、会議費、備品費、修繕料、保険料、その他雑費、震災対策物品購入費

ク 個人情報の保護等

事業を通じて、多くの利用者の個人情報を取り扱うこととなりますが、運営法人には、協働契約で定める個人情報保護に関する措置を遵守していただきます。また、個人情報を取り扱う従事者に研修を行っていただきます。

ケ 苦情解決の仕組み

運営法人は利用者から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えていただきます。

(4) 協働契約（委託契約型）

ア 契約締結

運営期間中、区は毎年度、事業の協働契約（委託契約型）を運営法人と締結します。契約締結時には、区と運営法人で当該年度の事業実施について、双方の役割を分担し、協働契約書（委託契約型）別表として、役割分担確認表を策定します。

ただし、事業の実施結果、内容が著しく不十分である場合などには、運営期間中であっても協働契約（委託契約型）を更新しないことがあります。また、運営法人選定後から運営期間中において、次の事項に該当し、運営法人として適当でないと認められる場合には、選定結果を取り消し又は運営の停止を命じることがあります。

- 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- 協働契約（委託契約型）について重大な違反があり、そのことにより契約を継続することが困難なとき
- その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき

イ 事業評価

毎年度末に当該年度の事業の成果や課題、次年度に取り組むべき事柄等について、区と運営法人で相互に事業評価を行います。さらに、原則として運営3か年度目には、有識者を交えた事業評価を行います。そして、運営期間の最終年度である5か年度目には、5か年間の協働事業の総括を行います。

また、事業評価結果については、ホームページ等で市民に向けて公表します。

(5) 議会の議決

本募集要項に基づく運営法人の募集の成立は、本事業実施に係る令和3年度の予算案が、横浜市議会において可決されることを条件とします。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。

3 法人選定

(1) 選定の流れ

時 期	手続等
令和2年 10月1日（木）	法人募集実施の公表 保土ヶ谷区ホームページに掲載
同 10月1日（木）～10月14日（水）	参加意向申出書の提出
同 10月19日（月）	参加資格確認結果通知書、申請関係書類提出要請書の通知
同 10月19日（月）～10月23日（金）	質問票の受付
同 10月27日（火）～11月2日（月）	質問の回答（ホームページ掲載）
同 10月28日（水）～11月4日（水）	提案書（申請）の受付
同 11月9日（月）～12月10日（木）	選定委員会開催（書類選考、法人プレゼンテーション等）
同 12月25日（金）	選定結果通知

(2) 提案書提出希望（プロポーザル参加）の確認

提案書の提出を希望する者の資格を確認します。

ア 参加意向申出書の提出

(ア) 提出書類

- ① 参加意向申出書（別添）1部
- ② 法人登記簿謄本（写）1部
- ③ 参加資格の条件を満たす法人（本募集要項の2(1)運営者とする法人の種類を参照。）であり、市内における活動状況がわかる資料（様式はありません。既存のものでもかまいません。）1部

(イ) 受付期間及び時間

令和2年10月1日（木）から10月14日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間受け付けます。

(ウ) 提出場所

横浜市保土ヶ谷区役所3階 こども家庭支援課（窓口番号34番）

※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

イ 参加資格確認結果通知書、プロポーザル関係書類提出要請書の送付

提案（申請）の資格を満たしていることを確認し、参加資格確認結果を令和2年10月19日（月）までに通知します。また、参加資格を有することを認めた場合には、申請関係書類提出要請書を送付します。

(3) 質問及び回答

この要項に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 質疑を行うことができる者

参加資格確認結果通知により参加資格を有することを認めた者として。

イ 質疑の方法

(1)の質問の受付期間内に、電子メール又はファクシミリにより受け付けます。来庁及び電話による問合せには一切応じられません。別添の質問票に、質問の要旨を簡潔にまとめて下記へ送信してください。

※ 質疑送付先 横浜市保土ヶ谷区こども家庭支援課こども家庭係

電子メールアドレス ho-kodomokatei@city.yokohama.jp FAX 番号 045-333-6309

ウ 回答

令和2年10月27日（火）までに、提出された全ての質問内容とその回答について、保土ヶ谷区ホームページにおいて公表します（質問者の個人情報には公表しません）。

質問への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(4) 提案書提出（申請）方法

ア 提出書類

別添の「提出書類一覧」のとおり

※提出の際、「提出書類一覧」のうち提案書、様式 I、決算書等以外の複数部数提出する書類については、それぞれ 1 部ずつを順番にまとめて一式とし、A4 サイズのファイルにとじてください。

また、とじた書類の様式番号ごとにインデックスを貼り、必要な書類がすぐに探せるようにしてください。

イ 提案（申請）書類受付期間及び時間

令和 2 年 10 月 28 日（水）から 11 月 4 日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 5 時までの間受け付けます。

※書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況等によりお待ちいただくことがありますので、事前に下記問合せ先にご連絡いただき、担当と日程調整のうえ、お越しく下さい。

ウ 提出場所

横浜市保土ヶ谷区役所 3 階 こども家庭支援課（窓口番号 34 番）

※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

エ その他

(ア) アの提出書類の他に、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(イ) 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は提出書類を選定関係資料として、応募法人を対象に閲覧に供しますので、あらかじめご承知おきください。

上記のほか、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(ウ) 費用の負担

提案（申請）にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

(エ) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、提案（申請）にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

(オ) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(カ) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(キ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

(5) 選定方法

運営法人の選定に当たっては、区は外部委員による選定委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づき、別添の評価指標を用いて提案内容の評価をします。なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会による評価を実施します。

区は、委員会の評価の結果及び意見を踏まえて、運営法人を選定します。

ア 選定基準

運営法人の選定は、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談、子育てに関する情報の収集及び提供並びに子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援等を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (イ) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (ウ) 「横浜子育てサポートシステム事業」の区支部事務局を運営することを通じて、子育て支援に理解のある地域人材の育成を進め、地域ぐるみの支え合いの促進を図ることができる法人であること。
- (エ) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、適切な事業提案を行っていると同時に、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (オ) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

イ 選定委員会

子育て支援に理解のある地域関係者、子育て支援に関する有識者などを委員として予定しています。

- (ア) プレゼンテーション、ヒアリングの実施

選定委員会の評価にあたり、提案（申請）者は、委員会に対して下記の日時にプレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングに応じていただきます。

*プレゼンテーション等実施予定日：令和2年12月10日（木）

時間等詳細は別途お知らせいたします。

- (イ) 留意事項

提案（申請）者が、選定委員会の委員であると認識し、委員に接触、連絡等をする 것을禁じます。接触、連絡等の事実があり、選定に関して不正な行為があったと認められる場合には失格とすることがあります。

ウ 最低評価基準の設定

すべての選定委員の評点が158点以下の場合は、不選定とします。

エ 評点が同点となった場合の措置

評点が同点の法人があった場合は、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長判断により決定します。

オ 指名停止等の取り扱い

提案（申請）書類の提出以降、契約の締結までの間に、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けている又は新たに受けた場合には、本件の選定、契約手続への参加資格を失うものとします。

既に選定が終了し、契約の相手方として特定されている場合であっても、契約締結は行わず、次点者と契約交渉を行います。

なお、契約の相手方として特定されている者が契約締結を行わない又はその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次点者と契約交渉を行うことがあります。

カ 選定結果の公表

運営法人の選定後、提案（申請）の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要及び提案（申請）者の得点等については区ホームページ等において公表します。

(6) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和2年12月下旬までに行います。

イ その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(7) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

オ 運営法人の選定後、提案の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要及び提案者の得点等については区ホームページ等において公表します。

(8) プロポーザル手続における注意事項

ア プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。

イ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

エ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

なお、受託候補者として特定されている者が契約締結を行わない又はその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次順位の者と契約交渉を行うことがあります。

(9) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 募集要項に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 本プロポーザルに関して提案者が、選定委員会の委員であると認識し、委員に接触、連絡等の事実があり、選定に関して不正な行為があったと認められる者

カ プレゼンテーション、ヒアリングに出席しなかった者

4 法人選定後の諸注意

(1) 見積書の提出、契約書の作成

運営法人として選定された後は、協働契約（委託契約型）の締結をするため、区に対し事業に係る経費の見積書を提出していただきます。契約金額は、区があらかじめ定める予定価格以下の金額で決定します。

なお、本事業は社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり、契約にあたって消費税は非課税となります。契約の可否は、経費の合計額（見積総額）により決定します。契約に際しては、この見積額を契約金額とします。

契約金額の決定後は、契約書を作成していただきます。本件契約は、令和3年4月1日に契約書を交換することによって確定するものとします。

なお、契約書作成に係る印紙税については運営法人に負担していただきます。

(2) 施設愛称について

現在、保土ケ谷区地域子育て支援拠点については、区民公募により決定した「こっころ」という施設愛称を使用し、広く一般に呼称されています。この愛称については、本公募により選定された運営法人におかれても、引き続き使用していただき、施設運営を行っていただきます。

(3) 業務の引継ぎ等準備業務について

事業を開始するまでの期間には、現運営法人からの業務引継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。行っていただくのは、おおむね次の業務です。また、準備業務にかかる人件費等の費用は、運営法人に負担いただき、区は負担しません。

ア 現運営法人からの引継ぎ業務

イ 事業計画書等作成業務

ウ 区との連携・調整業務

(4) 実施施設の内装、設備について

拠点事業の実施施設は、現在の運営法人（以下「現法人」という。）が賃借物件に内装、設備工事を施しています。この内装、設備は、横浜市から補助金を受けて施工したものであり、現法人が拠点運営法人でなくなった場合には、新たな運営法人

（以下「新法人」という。）に引き継ぐこととなっています。このため、新法人には実施施設の内装、設備を、現法人から譲り受け、拠点事業を行っていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

(5) 備品類について

仕様書にも示したとおり、現法人が委託料により購入した取得価格 30,000 円以上の物品は、区の所有物となっています。この条件に該当するもので、現法人が管理・使用している備品類は、新法人に管理・使用していただくこととなります。ただし、所有権は、区が留保します。

管理・使用していただく備品類の具体的な品目、数量等については、別添の備品リストを参照してください。

(6) その他

運営法人は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

5 別添資料等

- (1) 令和3年度横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業仕様書（案）
- (2) 参加意向申出書
- (3) 質問書
- (4) 提出書類一覧
- (5) 運営法人提案(申請)書
- (6) 選定委員会 評価指標
- (7) 横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業実施要綱
- (8) 横浜子育てサポートシステム事業実施要綱
- (9) 横浜子育てサポートシステム事業実施要領
- (10) 横浜子育てサポートシステム会則
- (11) 見積書の作成例
- (12) 備品リスト
- (13) 横浜子育てサポートシステム業務内容

6 問い合わせ先

※本要項の内容等について質疑がある場合には、3(3)に従い、書面により提出してください。

※その他のお問い合わせについては、次をお願いします。

横浜市保土ヶ谷区子ども家庭支援課子ども家庭係 担当者 小杉、中山

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9

電話：045-334-6297 電子メールアドレス：ho-kodomokatei@city.yokohama.jp

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所
法人の名称
代表者職氏名

印

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人選定

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

法人名称

代表者職氏名

質 問 書

件名：保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人選定

質 問 事 項

所属

氏名

電話番号

ファクシミリ番号

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

※ 質疑は、簡潔、明瞭に記載してください。

※ 質疑の趣旨を確認するため、担当者あてに照会をする場合があります。

※ 選定の基準、ヒアリング事項など、選考等に影響のある内容の質問には、詳細に回答しない場合があります。

提出書類一覧

I 法人の概要・財務状況等

様式No.	提出書類	主な記載事項等	部数
	提案書		1
I-1	法人の連絡先	担当者名、役職、電話番号等	1
様式なし	法人の概要	<p>※ 以下の事項が分かる資料（既存のもので構いません。）</p> <p>※ 法人名を記載しないで下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の沿革について ・法人の概要、運営に関する資料（事業概要、経営理念、方針や、管理体制などがわかる資料を添付。） 	10
様式なし	定款等	最新のもの	1
様式なし	決算書等	<p>(1)最近3年間の決算書類</p> <p>* 法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表</p> <p>* 現在経営（運営受託施設を含む）施設の決算書類も含む。</p>	1
		<p>(2)最近3年間の補助金、公的機関からの融資、寄附金等の状況</p>	1
様式なし	男女共同参画及び女性活躍の推進に係る届出等 ※評価申請する場合のみ	労働局の受付印のある次世代育成支援対策推進法における「一般事業主行動計画の写し」(※計画期間内であること)	10
		労働局の受付印のある女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における「一般事業主行動計画の写し」(※計画期間内であること)	10
		次世代育成支援対策推進法に基づく（くるみん、プラチナくるみん） 「基準適合一般事業主認定通知書の写し」または 「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」	10
		女性活躍推進法に基づく（えるぼし） 「認定通知書の写し」	10
		横浜市政策局による「よこはまグッドバランス賞」の 「認定通知書の写し」 または 「認定証の写し」 (※認定期間内であること)	10
I-2	提案書の開示に係る意向申出書		1

II 子育て支援関連事業の活動状況等の実績

※文章中に法人名を記載しないでください。

様式No.	提出書類	主な記載事項等	部数
II	法人の子育て支援関連事業についての考え方、活動実績報告等	横浜市の子育て家庭のニーズを踏まえ、子育て支援関連事業への取組についての考え方等 過去5年間の子育て支援関連の活動実績（既存資料を別添とすることも可。）	10

III 事業運営に関する計画

※文章中に法人名を記載しないで下さい。

様式No.	提出書類	主な記載事項等	部数
III-1	地域子育て支援拠点運営の理念	運営方針、社会福祉事業であることを踏まえた拠点運営の考え方、区の子育て家庭のニーズを踏まえての保土ケ谷区を希望した理由等	10
III-2	経営方針	経営効率や費用対効果を高める取組について考え方等	10
III-3	スタッフの確保・育成の考え方	採用・配置の考え方及び育成・研修の考え方等	10
III-4	職員配置の考え方	職員の配置の考え方及びスタッフ間の連携の図り方	10
III-5 事業実施にあたっての考え方			
①	親子の居場所について	親子の居場所の場づくり、子育て支援ニーズの把握及び交流促進等の考え方等	10
②	子育て相談について	実施方法、関係機関との連携、プライバシーへの配慮等について考え方	10
③	子育てに関する情報の収集及び提供について	情報収集・提供の方法・工夫等	10
④	地域との連携・交流について	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携の進め方、ネットワークを活かした地域との連携方法等	10
⑤	子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援について	新たな子育て支援人材の発掘・育成方法、地域の子育て支援活動を活性化するための方法、活動者のスキル向上のための支援についての考え方等	10
⑥	横浜子育てサポートシステム区支部事務局事業について	子育てサポートシステムに多くの区民が参画する方法、会員が活動を継続できるための支援方法等	10
⑦	利用者支援事業について	事業周知や事業を利用しやすくするための工夫、相談対応等の基本姿勢、拠点の他の機能を活用した取組、専任職員の資質等	10

Ⅲ-6	事業費の見込み	申請時点で想定している事業費の内訳	10
Ⅲ-7 ① ②	事業内容の質の確保・向上に関する考え方	区役所との連携、利用者意見の把握、個人情報保護、事故防止等についての考え方	10

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

法人名称

代表者職氏名

印

提 案 書

下記の書類を添えて、募集要項及びその他資料を熟知のうえ、次の件について、提案書を提出します。

件名：保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人選定

① 法人の連絡先（様式Ⅰ－１）（１部）

② 法人の概要・財務状況等

①法人の概要(10部)

②定款等(1部)

③最近3年間の決算書類(1部)

④最近3年間の補助金、公的機関からの融資、寄付金等の状況(1部)

⑤男女共同参画及び女性活躍の推進に係る届出等(10部) ※評価申請する場合のみ

③ 提案書の開示に係る意向申出書（様式Ⅰ－２）（１部）

④ 法人の子育て支援関連事業についての考え方、活動実績報告等（様式Ⅱ）
（10部）

⑤ 事業運営に関する計画（各10部）

①保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営の理念

（様式Ⅲ-1）

②経営方針

（様式Ⅲ-2）

③スタッフの確保・育成の考え方

（様式Ⅲ-3）

④職員配置の考え方

（様式Ⅲ-4）

⑤親子の居場所について

（様式Ⅲ-5①）

⑥子育て相談について

（様式Ⅲ-5②）

⑦子育てに関する情報の収集及び提供について

（様式Ⅲ-5③）

⑧地域との連携・交流について

（様式Ⅲ-5④）

⑨子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援について

（様式Ⅲ-5⑤）

⑩横浜子育てサポートシステム区支部事務局事業について

（様式Ⅲ-5⑥）

⑪利用者支援事業について

（様式Ⅲ-5⑦）

⑫事業費の見込み

（様式Ⅲ-6）

⑬事業内容の質の確保・向上に関する考え方

（様式Ⅲ-7①・②）

法人の連絡先

法人名		
連絡先	担当者	ふりがな
	役職名	
	住所	〒
	電話	TEL FAX
	E-mail	
連絡先	担当者	ふりがな
	役職名	
	住所	〒
	電話	TEL FAX
	E-mail	

* 連絡先の担当者名は、実務担当者を含め複数名記入願います。

横浜市契約事務受任者

所在地

法人名称

代表者職氏名

印

提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人選定

上記の件について、

1. 提案書の開示を承諾します。
2. 提案書の非開示を希望します。理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者

所属

氏名

電話番号

ファクシミリ番号

E-mail

法人の子育て支援関連事業についての考え方、活動実績報告等

- 1 法人の子育て支援関連事業についての理念や考え方を具体的に記載してください。
- 2 横浜市の子育て家庭のニーズや課題についての考えを記載してください。
- 3 子育て支援関連事業に関する過去5年間の活動実績を記載してください。
(既存資料の別添でも可)

保土ケ谷区地域子育て支援拠点運営の理念

- 1 拠点事業を行う上での理念や方針などを具体的に記載してください。

- 2 地域子育て支援拠点事業が、児童福祉法に位置づけられた社会福祉事業であることを踏まえ、拠点事業運営についての考え方を記載してください。

- 3 区の子育て環境やニーズを踏まえて、保土ケ谷区を希望した理由を具体的に記載してください。

経 営 方 針

経営効率や費用対効果を高める取組についての考え方や計画を具体的に記載してください。

スタッフの確保・育成の考え方

1 拠点の運営理念や事業計画を踏まえたスタッフ採用・配置の考え方や計画を具体的に記載してください。

2 スタッフの育成・研修体制（業務関連・個人情報保護・人権啓発等）の考え方や計画を具体的に記載してください。

職員配置の考え方

1 職員について

※記載欄が不足する場合は適宜、行を追加してください。

No.	従事する業務	勤続年数又は新規の別	性別	年齢	資格	関連職務経験	常勤・非常勤の別
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※上記職員の配置が分かるよう、職員No.ごとの勤務形態を記入してください。
(勤務時間について午前・午後、終日など分かるように記載してください。)

職員No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
日曜日										
月曜日										
火曜日										
水曜日										
木曜日										
金曜日										
土曜日										

2 スタッフ間の連携の図り方について記入してください。

【様式Ⅲ-5①】

親子の居場所について

【予定している開設日及び時間】

開設曜日（○をつける） 日 月 火 水 木 金 土
開設時間 _____時から_____時まで

開設曜日、時間の設定の考え方

- 1 利用者を温かく迎え入れる場づくりについて具体的に記載してください。

- 2 多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場づくりについて具体的に記載してください。

- 3 養育者と子どものニーズを把握するための工夫について具体的に記載してください。

- 4 親（養育者）自身が親として育ち、また子どもが育つ場としての環境づくり等について具体的に記載してください。

- 5 子どもにとって安全な環境（衛生管理・事故防止）の確保について具体的に記載してください。

- 6 居場所について「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業6事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画を具体的に記載してください。

子育て相談について

- 1 養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係をつくり、気軽に育児に関する相談ができるような相談事業の実施方法、工夫について具体的に記載してください。
- 2 養育者の相談内容に応じた、関係機関との連携、継続した支援等の考え方について具体的に記載してください。
- 3 相談におけるプライバシーへの配慮についての考え方を具体的に記載してください。
- 4 子育て相談における職員の役割や相談対応にあたっての基本姿勢について、具体的に記載してください。
- 5 相談について「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業の6事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画を具体的に記載してください。

子育てに関する情報の収集及び提供について

- 1 区内の子育てや子育て支援に関する情報を集約し、提供するための方法、工夫等について具体的に記載してください。

- 2 子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることを、区民に認知してもらうための方法、工夫について具体的に記載してください。

- 3 拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わる仕組み等について具体的に記載してください。

- 4 情報収集及び提供について「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業6事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画を具体的に記載してください。

地域との連携・交流について

- 1 子育てに関する支援活動を行う人・組織等とどのように連携を進めていくのか具体的に記載してください。
- 2 ネットワークを活かして、地域の情報収集をどのようにしていくか具体的に記載してください。
- 3 ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつなげるためにどのようにしていくか具体的に記載してください。
- 4 ネットワークについて「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業6事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画を具体的に記載してください。

子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援について

- 1 地域の子育て支援活動を活性化するための方法、工夫を具体的に記載してください。

- 2 新たな子育て支援人材を発掘・育成するための方法、工夫について具体的に記載してください。

- 3 地域で子育て支援に関わっている人のスキル向上のための支援についての考え方、方法を具体的に記載してください。

- 4 子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気作りの取組について具体的に記載してください。

- 5 妊娠期の方やそのパートナー、学生に対しての、子育てについて考え、学び合う機会づくりについて具体的に記載してください。

- 6 人材育成について「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業6事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画を具体的に記載してください。

横浜子育てサポートシステム区支部事務局事業について

- 1 子育てサポートシステムに、多くの地域の人や養育者の参画を得るための広報・広報活動の方法、工夫について具体的に記載してください。

- 2 会員が安心・安全な活動を行えるように、コーディネーターが果たすべき役割について具体的に記載してください。

- 3 養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談及び他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげるための考え方、方法について具体的に記載してください。

- 4 会員の活動継続を支えるための研修会や交流会等の方法、工夫について具体的に記載してください。

- 5 横浜子育てサポートシステム区支部事務局事業について「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業6事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画を具体的に記載してください。

利用者支援事業について

- 1 利用者支援事業を区民に広く周知する方法や養育者が気軽に利用しやすくするための工夫をどのようにしていくか具体的に記載してください。

- 2 相談対応や選択肢の提示、選択の支援にあたって専任職員が重視すべき基本姿勢について、どのように考えているか具体的に記載してください。

- 3 相談対応や関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりについて、拠点の他の機能をどのように活かして取り組んでいくか具体的に記載してください。

- 4 利用者支援事業の専任職員について、どのような資質が求められると考えているか具体的に記載してください。

事業費の見込み

現時点で想定している事業費の内訳を記載してください。

注) 記載した事業費が、実際に支払う事業費になるわけではありません。委託契約の際には、別途見積書を提出していただき、金額を決定します。

項目	細目	金額	説明（計算、内訳、使途等）
人件費	常勤職員（施設長）		
	常勤職員		
	常勤職員		
	常勤職員		
	常勤職員		
	非常勤職員		
	非常勤職員		
	非常勤職員		
	非常勤職員		
	非常勤職員		
		小 計	
施設費	光熱水費		
	非常通報システム使用料		
	小 計		
事業費	【親子の居場所にかかる経費】		
	【子育て相談にかかる経費】		
	【子育て情報収集・提供にかかる経費】		
	【地域との連携にかかる経費】		
	【人材育成にかかる経費】		
	【横浜子育てサポートシステム区支部事務局事業にかかる経費】		
	【利用者支援事業にかかる経費】		
【その他】			
	小 計		
	合計		

※表は、内訳、使途が分かるように記載し、必要な場合は項目を修正、追加してください。

※事業費部分の記載方法は自由です。

事業内容の質の確保・向上に関する考え方

1 事業を進めていく上で、区役所との協働、連携を図ることについての考え方を具体的に記載してください。

2 次の4項目の取り組み・工夫について具体的に記載してください。

(1) 孤立感を感じる方に対する支援

(2) 外国籍の方への支援

(3) 妊娠期の方への支援

(4) 拠点の利用者を増やすための情報発信の方法

事業内容の質の確保・向上に関する考え方

3 個人情報保護等情報管理についての計画を具体的に記載してください。

4 次の2項目の取り組み・工夫について具体的に記載してください。

(1) 事故の防止と発生時の対応、防犯・防災への備えと発生時の対応などについての計画

(2) 感染症の予防及び新しい生活様式への対応

横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点 運営法人選定委員会 評価指標

●評価基準 5:特に優れている 4:優れている 3:標準的な水準にある 2:やや劣っている 1:劣っている

●評価点数 = 評価×重要度

項目	様式	基準	基礎点	重要度	評価	最高点
1 基本的事項	(1)子育て支援に対する理念、取り組み状況	II	子育て支援への理念や取り組みが優れているか			(30)
		II	法人の子育て支援の理念や考え方	5・4・3・2・1	×2	10
			本市の子育て家庭のニーズや課題に関する考え方	5・4・3・2・1		10
			子育て支援関連事業の経験・実績	5・4・3・2・1		10
	(2)地域子育て支援拠点運営理念	III-1	地域特性を踏まえた地域子育て支援拠点の運営理念が優れているか			(30)
			地域子育て支援拠点の運営理念	5・4・3・2・1	×2	10
			児童福祉法に基づいた社会福祉事業であることを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1		10
			区の地域特性、子育て環境、ニーズを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1		10
	(3)経営方針等	III-2 III-3 III-4	経営方針及び職員採用、育成に対する考え方が優れているか			(30)
			経営効率、費用対効果を高める取組についての考え方や計画	5・4・3・2・1	×2	10
			拠点の運営理念や事業計画を踏まえた、職員採用・配置の計画	5・4・3・2・1		10
			職員の育成、研修体制(業務関連・個人情報保護・人権啓発等)についての考え方や計画	5・4・3・2・1		10
2 事業計画	(1)親子の居場所について	III-5① III-6	居場所の場づくり、子育て支援ニーズの把握、また、交流促進等に対する考え方が優れているか			(25)
			利用者を温かく迎え入れる場づくり	5・4・3・2・1	×1	5
			多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場づくり	5・4・3・2・1		5
			養育者と子どものニーズ把握のための工夫	5・4・3・2・1		5
			親自身が親として育ち、また子どもが育つ場としての環境づくり等	5・4・3・2・1		5
			「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5
	(2)子育て相談について	III-5② III-6	子育て相談に関する考え方が優れているか			(25)
			気軽に育児に関する相談ができるよう実施方法	5・4・3・2・1	×1	5
			養育者の相談内容に応じた、関係機関との連携、継続した支援についての考え方	5・4・3・2・1		5
			相談におけるプライバシーへの配慮についての考え方	5・4・3・2・1		5
			子育て相談における職員の役割や相談対応にあたっての基本姿勢についての考え方	5・4・3・2・1		5
			「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5
	(3)子育てに関する情報の収集及び提供について	III-5③ III-6	子育てに関する情報の収集及び提供についての考え方が優れているか			(20)
			区内の子育てや子育て支援に関する情報を集約・提供するための方法	5・4・3・2・1	×1	5
			子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることを、区民に認知してもらうための方法	5・4・3・2・1		5
			拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わるための方法	5・4・3・2・1		5
「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。			5	5		
(4)地域団体等との連携・交流について	III-5④ III-6	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携・交流に関する考え方が具体的であり、優れているか			(20)	
		子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携	5・4・3・2・1	×1	5	
		ネットワークを活かして、地域の情報を収集するための方法	5・4・3・2・1		5	
		ネットワークを活かして、利用者を地域へつないでいくための方法	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5	

項目		判断材料	基準	基礎点	重要度	評価	最高点
2 事業計画	(5)子育て支援人材の育成、支援について	Ⅲ-5⑤ Ⅲ-6	子育て支援人材の育成等に関する考え方が優れているか				(30)
			地域の子育て支援活動を活性化するための方法、工夫	5・4・3・2・1	×1		5
			あらたな子育て支援人材の発掘・育成等に関する考え方、方法	5・4・3・2・1			5
			地域で子育て支援に関わる人のスキル向上のための支援に関する考え方、方法	5・4・3・2・1			5
			子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気作りの取組	5・4・3・2・1			5
			妊娠期の方やそのパートナー、学生に対しての、子育てについて考え学び合う機会づくりについての考え方、方法	5・4・3・2・1			5
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5			
	(6)地域の中での預け預かりあいの促進について	Ⅲ-5⑥ Ⅲ-6	地域の中での預け預かりあい等に関する考え方が優れているか				(25)
			子育てサポートシステムに、多くの地域の人や養育者が参画を得る方法、工夫	5・4・3・2・1	×1		5
			会員が安心・安全な活動を行えるように、コーディネーターが果たすべき役割についての考え方	5・4・3・2・1			5
			相談内容に応じて、子育て相談及び他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげるための考え方、方法	5・4・3・2・1			5
			会員の活動継続を支えるための研修会や交流会等の方法、工夫	5・4・3・2・1			5
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5			
	(7)利用者支援事業について	Ⅲ-5⑦ Ⅲ-6	子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する考え方が適切であり、優れているか				(25)
			利用者支援事業を区民や関係機関に広く周知する方法や気軽に利用できるための工夫	5・4・3・2・1	×1		5
			個別相談対応における姿勢・養育者等への適切な支援についての考え方、対応方法	5・4・3・2・1			5
			関係機関及び地域の社会資源との協働の関係づくりについて、拠点の他の機能を活用した取組	5・4・3・2・1			5
			利用者支援の専任職員に求められる資質についての考え方	5・4・3・2・1			5
「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5				
3 管理運営	(1)事業内容の質の確保・向上に関する考え方について	Ⅲ-7① Ⅲ-7②	区役所との協働、利用者意見の把握、個人情報保護管理、リスクマネジメントの考え方が優れているか				(40)
			区役所との協働、連携に対する考え方	5・4・3・2・1	×2		10
			各項目について具体的に記載されているか	5・4・3・2・1			10
			個人情報保護等情報管理についての計画	5・4・3・2・1			10
各項目について具体的に記載されているか	5・4・3・2・1		10				
4 財務状況等【事務局評価】	(1)財務状況(安定的な事業実施が可能な財務状況であるか)	財務分析結果	財務分析結果が36点以上である	8	×2		16
			財務分析結果が28点以上36点未満である	5			
			財務分析結果が20点以上28点未満である	3			
			財務分析結果が20点未満である	0			
	(2)ワークライフバランスに関する取組	提出書類	①従業員101人未満であり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加点			8
			②従業員301人未満であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加点			
			③次世代育成支援対策推進法による認定(くるみん、プラチナくるみん)がされている				
			④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)がされている	いずれかに該当する場合は2点加点			
			⑤青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定がされている				
			⑥よこはまグッドバランス賞の認定がされている(※認定期間(1/1~12/31)内であること)	いずれかに該当する場合は2点加点			
(3)障害者雇用に関する取組		⑦従業員45.5人以上であり、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している。	いずれかに該当する場合は2点加点				
		⑧従業員45.5人未満であり、障害者(1週間の所定雇用時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用される者(見込みを含む))を1人以上雇用している。	いずれかに該当する場合は2点加点				
合計							324
事務局評価を除く合計							300

令和3年度横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業仕様書

1 事業目的

市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として、保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業を行う。

2 基本理念

(1) 事業の実施は、横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。

(2) 地域子育て支援拠点の運営法人(以下「運営者」という。)は、次の事業・施設運営の基本理念に基づいて、保土ヶ谷区(以下「区」という。)及び児童福祉・母子保健関係機関等と連携・協力し、事業・施設の運営にあたるものとする。

【事業・施設運営の基本理念】

ア 保土ヶ谷区における、地域による子育て支援の拠点施設としての運営

イ 子どもの視点に立ち、すべての就学前児童及びその養育者、並びに子育てに関する支援活動を行う者に開かれた運営

ウ 子どもと家庭を支援する各種の行政等機関・地域等との連携を図る運営

エ 利用者の意見、子育てをめぐる社会情勢、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる運営

オ 子ども及びその養育者の育ちを支援するとともに、養育者自身が事業の担い手として関わることができる視点に立った運営

カ 地域の人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指す運営

3 実施施設

(1) 実施施設は、横浜市保土ヶ谷区長(以下「区長」という。)が事業を実施するに相当と認める施設を、運営者が確保するものとする。

(2) 実施施設の基準等は、実施要綱第4条の定めによる。

4 実施施設における事業内容

(1) 人員配置

施設長を配置すること。施設長は、この契約の履行に関して、業務従事者を指揮監督するものとする。その他、(3)業務内容を確実に遂行できる人員配置を行うこと。

なお、地域の子育て支援人材を積極的に、業務従事者として採用するように努めること。

(2) 事業の実施時間、実施日、休業日

事業の実施時間、実施日、休業日については、実施要綱第5条の定めによる。

(3) 業務内容

次に掲げるとおりとし、事業ごとに目的を踏まえて、実施方法を遵守し、目指す拠点の姿に沿って実施すること。実施にあたっての詳細は、区と運営者が協議する。

ア 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供（親子の居場所事業）

目的 場の提供を通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、子育て当事者同士の仲間づくりを促進する。

実施方法 (ア)週5日以上、1日6時間以上、居場所の提供を行うこと。
(イ)子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。

【目指す拠点の姿】
○利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。
○多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。
○養育者と子どものニーズ把握の場になっている。
○親（養育者）自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。

イ 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること（子育て相談事業）

目的 子どもと家庭に関する相談に対応することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、支援につながっていないニーズを適切な支援につなげていく。

実施方法 居場所、相談室において相談に対応するほか、電話相談を行う。

【目指す拠点の姿】
○養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。
○相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができています。

ウ 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること（情報収集・提供事業）

目的 区内等の子育てに関する情報を一元化し、提供することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消する。

実施方法 情報コーナーを設置する。また、多様な媒体を活用し、情報提供を行う。

【目指す拠点の姿】
○区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。
○子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。
○拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。

エ 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること（ネットワーク事業）

目的 ネットワーク化を進めることを通じて、様々な地域の子育て支援活動の質の向上、活動の活性化、活動の課題解決を図る。

実施方法 既存のネットワークと十分に連携し、地域の子育て支援に関わる人々の意見・ニーズを踏まえてネットワークを推進する。

【目指す拠点の姿】

- 地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。
- ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。

オ 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること(人材育成、活動支援事業)

目的 子育て支援人材の育成、当事者のサークル活動等の支援を通じて、子育て支援に関わる市民の増加、活動の多様化、活性化を図る。

実施方法 支援者の養成講座、活動へつなぐ実地研修、レベルアップ研修等を実施し、サークル活動等の育成支援を行う。

【目指す拠点の姿】

- 地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。
- 養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。
- 広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。
- これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。

カ 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること

(横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業)

目的 横浜市こども青少年局を本部として実施する「横浜子育てサポートシステム事業」の保土ヶ谷区における区支部事務局を運営することを通じて、区内の子育て家庭の主に子どもの預かりに係る支援ニーズを充足するとともに、子育て支援に理解のある地域人材の育成を進め、地域ぐるみの支え合いの促進を図る。

実施方法 横浜子育てサポートシステムに登録を希望する市民への入会説明、会員管理(登録、変更、退会、更新等)、援助活動の調整、提供会員研修会(予定者研修、フォローアップ研修)、会員交流会の企画実施など、区支部事務局の担当業務を行う。詳細の実施条件については、別紙1「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」のとおりとする。

【目指す拠点の姿】

- 子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。
- 養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。
- 会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。
- 養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。

キ 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること(利用者支援事業)

目的 子育て家庭の相談に応じ、個々のニーズに応じた適切な施設・制度・サービス等の情報を提供することにより、養育者の主体性を尊重した選択の支援や、施設や事業等の円滑な利用を支援する。これらの利用者支援の円滑な実施のため、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり、不足する資源の調整や提案、人材の育成等の地域連携を行う。

実施方法 電話や面接による個別相談に応じ、拠点が持つ情報やネットワークを活用しながら、養育者に適した選択肢の提示、養育者主体の選択の支援、支援窓口等の案内・仲介などを行う。また、日常的に地域の社会資源との関係を築き、情報や課題の共有、資源同士をつなげるコーディネート等を行う。詳細の実施条件については、別紙2「利用者支援事業の実施条件」のとおりとする。

【目指す拠点の姿】

- 拠点における利用者支援事業が、区民に認知されている。
- 個別相談に応じ、適した選択肢の提示や養育者主体の選択の支援、必要に応じた支援窓口等の案内や仲介を行っている。
- 子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。

ク その他子育て支援として、区長が必要と認める事業

(4) ホームページ、パンフレット等の作成

地域子育て支援拠点及びその実施事業等について、利用者に広く周知するためのホームページを作成すること。また、パンフレット、チラシなど紙媒体によっても周知を図ること。

5 情報の取扱に関する事項

(1) 個人情報保護の措置

運営者は、別添の「個人情報取扱特記事項」に基づき、事業実施にあたり個人情報の保護に努めなければならない。また、個人情報を取り扱う事務の実施にあたっては、別添の「地域子育て支援拠点業務フロー及び個人情報保護措置」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(2) 電子計算機により情報を取り扱う場合の措置

運営者は、業務の遂行にあたり電子計算機により情報を取り扱う際には、別添の「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

6 施設運営に関する事項

(1) 業務従事者の氏名、勤務形態、その他必要な事項を区に報告すること。また、変更があった場合には、その旨を直ちに報告すること。

(2) 業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないように努めること。

(3) 業務従事者に対して必要な研修を実施又は受講させ、その資質向上に努めること。

(4) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めるとともに、財産等の保全に努めること。

(5) 実施施設の衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。事業実施上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施すること。また、利用者には、ごみの持ち帰りを徹底させること。

- (6) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること。また、事故発生時には報告を行うこと。
- (7) 省エネルギーを心掛け、省資源及び廃棄物減量の観点から横浜市の「ヨコハマ3R夢プラン」の取り組みに努めるなど、環境への負荷の低減に努めること。
- (8) 利用者からの苦情・要望の受付・処理を迅速かつ適切に実施すること。

7 実施施設の利用に関する事項

- (1) 利用者が実施施設を利用する際のルールについては、区と協議し、定めること。
- (2) 利用者は、原則として登録制とし、利用の都度、受付を行うこと。円滑に利用受付ができるよう、受付システムを導入し、登録済みの会員には、会員カードを発行し、バーコードにより受付を行うこと。

8 施設、設備、備品類等の管理に関する事項

- (1) 経費により購入した物品（取得価格30,000円以上の物品とする。）の所有権は区に帰属するものであること。運営者は、これらの物品を、台帳を整備し、ラベル等により、善良なる管理者の注意を持って管理すること。
- (2) 遊具等の備品は、特に衛生保持に努めるとともに、常に破損の有無を確認し、必要があれば修繕し、又は廃棄すること。
- (3) 利用者による施設、設備、備品類等のき損又は滅失に係る1件10万円未満の軽微な修繕等については、運営者が業務の範囲内で行うこと。当該金額を超える修繕となる場合、又は明らかに利用者の故意又は重大な過失に基づくき損で、利用者に対し損害賠償を求めるときと判断される場合には、区と運営者で別途協議すること。

9 知的財産権等の取り扱いに関する事項

事業を運営する過程で発生する以下の事案に係る知的財産権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 運営者が作成した印刷物（印刷物の原版である電子データを含む。）
 - ア 毎月等定期的に利用者向けに発行する通信誌及び子育て情報提供事業の一環として作成した情報紙は運営者に帰属する。ただし区は、区民等への情報提供等の公益的目的がある場合には、当該印刷物の全部又は一部を自由に複製し、配布することができる。
 - イ 上記以外の印刷物
 - 作成にいたる経過等を踏まえて、区と運営者が協議して定める。
- (2) 運営者が開発した研修プログラム
 - 運営者に帰属する。ただし横浜市内の各区において、当該各区の区役所及び地域子育て支援拠点並びに横浜市役所が、地域の子育て支援関係者の養成を目的に当該研修プログラムを使用し、研修を実施する場合には、運営者は当該研修プログラムを無償で使用させなければならない。
- (3) 施設愛称
 - 施設愛称については、広く区民に公募して採用した経緯を踏まえて、保土ヶ谷区地域子育て支援拠点の愛称としてのみ使用できるものであり、運営者が行う他の事業等において、施設愛称、事業名称等として使用することはできないものとする。

(4) 職員マニュアル

運営者が、本事業運営において、その従事者の行動基準として作成したマニュアル等については、その権利は運営者に帰属する。

10 事業報告

(1) 運営者は、毎月、前月分の次の事業の実施状況について、区及びこども青少年局へ報告すること。

- ア 親子の居場所事業の利用状況
- イ 子育て相談事業の実施状況
- ウ 情報収集・提供事業の実施状況
- エ ネットワーク事業の実施状況
- オ 人材育成、活動支援事業の実施状況
- カ 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施状況
- キ 利用者支援事業の実施状況
- ク その他子育て支援として、区長が必要と考える事業の実施状況

また、運営者は毎月10日までに、前月分のア及びイに関する事業実績報告を別途定める様式で区及びこども青少年局へ提出すること。

なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業及び利用者支援事業の実施状況にかかる報告については、それぞれ別紙1「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」及び別紙2「利用者支援事業の実施条件」によるものとする。

(2) 運営者は、年度末に、この契約の履行に関して完了報告をしなければならない。完了報告は、事業実施の実績報告に加えて、事業に係る収支報告を含むものとする。

11 一般的事項

(1) 運営者は、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を実施施設に備え付け、常時記録を保管し、必要に応じて区に報告するものとする。

- ア 委託契約書(写)及び仕様書
- イ 会計関係書類
- ウ 人事労務関係書類
- エ 事業計画及び職員配置計画
- オ 事業実績記録、統計
- カ 利用者関係書類
- キ その他必要書類

(2) 運営者は、仕様書に明記がない場合であっても、実施要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は、区と協議の上誠実に履行するものとする。

(3) 運営者は、本事業の遂行にあたり必要に応じて、区との協議を申し入れることができる。

(4) 本仕様書に関して疑義がある場合には、別途区と協議することとする。

12 その他

(1) 実施施設賃借料、電気料金、ガス料金、上下水道料金、電話料金、インターネットプロバイダ料金等は運営者がそれぞれ契約の相手方に支払うこと。また、運営者の契約に基づく支払債務について、履行遅滞、不履行などをしないこと。

(2) 收受した文書類は、受領日を記録し、内容の重要度に応じて保管期間を定め、保管すること。

なお、区にあてた文書又は取扱いに疑義のある文書については、区に回送し、その指示を受けること。

(3) 運営者は、実施施設及び事業実施上の瑕疵により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲で、施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入すること。

なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業では、会員の援助活動中の万一の事故に備え、提供会員及び利用会員の子供にかかる傷害保険や援助活動にかかる賠償責任保険、また会員の研修会、交流会等の事故に備えた会合傷害保険に横浜市が加入するので、これに関して運営者が保険に加入する必要はないこと。

別紙1 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件

1 業務処理の原則

(1) 業務は、原則として横浜市が定める「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」(以下「要綱」という。)等、関係規定に基づいて行うこと。

※なお、要綱等については、次年度の本部事務局変更に伴い、令和2年度末に改正を予定。

(2) 横浜子育てサポートシステム事業の本部及び他区支部事務局と十分連携、調整を図ること。

(3) 実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を活用し、実施施設の居場所スペースにおける預かりの試行(後述)等、連携を図りながら事業を推進すること。特に、事業を通じて提供会員等多くの支援人材との関係性が構築されることから、これを支援者ネットワーク事業、人材育成・活動支援事業の推進に十分活かすこと。

2 区支部事務局

(1) 区支部事務局は、実施施設内に設けること。

(2) 区支部事務局には原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局専用の電話を設けること。

(3) 区支部事務局開設時間は、週5日、1日7時間以上とし、曜日及び時間帯の設定については、親子の居場所事業の開設時間帯との重複及び会員利便性等に配慮して行うこと。

3 コーディネーター

(1) 上記の区支部事務局に係る業務を行う職員を横浜子育てサポートシステムコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)という。

(2) 実施施設に配置する常勤職員のうち、1人は主にコーディネーターとしての業務を行う者とし、この者を原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の責任者とする。

(3) 上記責任者を含め、区支部事務局には常勤職員、非常勤職員を問わずコーディネーターとしての業務を行う者を、常に配置すること。

(4) コーディネートの一貫性に配慮し、コーディネーターとしての業務を行う職員は、全体で6人程度を上限の目安とすること。

4 入会説明

(1) 区支部事務局の来所者に対する個別説明や来所が困難と考えられる人に対する訪問による説明等、入会希望者の意向を十分に把握でき、できる限り入会希望者の利便性に配慮した方法により実施すること。

(2) 入会希望者が制度理解を深めることができるよう、原則として入会希望者と対面で行うこと。

5 会員管理

(1) 新規会員に係る一連の事務(入会申込書の受理・処理、システム登録、会員証発行等)を行うこと。

(2) 会員情報の変更、退会等の対応とともに、会員の登録に関しては、本部の指示のもと、年度ごとに更新・整理を行うこと。

6 援助活動の調整

援助活動の調整は、コーディネーターが行い、会員間の連絡調整の仲介、援助活動に当たっての会員相互の事前打ち合わせへの同席など、援助活動が円滑に行われるための調整を十分に行うこと。

7 提供会員研修

- (1) 提供会員としての入会希望者に対しては、提供会員予定者研修を企画・実施し受講させること。
- (1) 援助活動の質の向上や安全確保のため、区内の提供会員に対するフォローアップ研修を企画、実施すること。
- (2) 企画にあたっては、会員ニーズを踏まえた適切な内容とし、提供会員の状況把握の機会として活用すること。

8 提供会員増加に向けての取り組み

地域の住民同士による援助活動が促進されるよう、利用会員と提供会員の区内の配置バランスを検討し、提供会員増加のための周知活動やイベント等を企画し、実施すること。

9 会員交流会

- (1) 会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するため、区内の会員等を対象とした交流会を企画、実施すること。
- (2) 企画に当たっては、会員ニーズを踏まえるとともに、会員の状況把握の機会や援助活動の質の向上の機会として活用すること。

10 実施施設内の居場所スペースにおける援助活動

個人宅での1対1の預かりに対する会員の不安を緩和し、活動を促進するため、実施施設内の居場所スペースにおける提供会員による預かりを必要に応じて実施すること。

11 両方会員による援助活動の促進

子育ての当事者同士の助け合いを促進するため、両方会員の登録と、両方会員による預かりを進めること。

12 事業報告

毎月の援助活動実績について区及び本部に報告すること。

なお、本部への事業報告については、区支部事務局で利用する会員情報等管理システム「ファミサポねっとシステム」を活用すること。

別紙2 利用者支援事業の実施条件

1 業務処理の原則

実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を基盤として、一体的に機能させ、また、これを拠点事業全体の推進に十分活かすこと。

2 利用者支援専任職員

- (1) 上記の業務を行う職員を利用者支援専任職員（以下「専任職員」という。）という。
- (2) 実施施設に配置する常勤職員のうち、1人を専任職員として本業務を行うこと。
- (3) 専任職員は、子育て支援に理解が深く、意欲的な活動が期待できる者で、次の要件を備えていること。
 - ア 地域子育て支援拠点等、地域における子育て支援活動または活動支援の経験を有し、地域の子育て事情や社会資源に精通した者
 - イ 子育て支援員研修地域子育て支援コース(利用者支援事業・基本型)または市が認めた専任職員向けの研修課程をすべて修了した者

3 実施方法

- (1) 実施施設内で、親子の居場所の提供時間に合わせて実施すること。また、必要に応じて、子育て中の親子が集まる場を活用した相談を行う。（家庭訪問は含まない。）
- (2) 専用の電話を設けること。
- (3) 相談を受ける際には、プライバシーの保護に配慮すること。

4 業務内容

- (1) 利用者支援
 - ア 電話・面接での個別相談に応じること。
 - イ 養育者が、必要な支援機関を適切に利用するために必要な情報の提供その他を行うこと。
 - ウ 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、養育者主体の選択の支援・支援窓口等への案内・仲介等を行うこと。
- (2) 地域連携
 - ア 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、関係機関や地域の社会資源との間で、利用者支援に関連する情報の共有や関係性の強化を図ること。
 - イ 専門的な対応を要する相談については、速やかに関係機関に案内・仲介する等、適切な対応を行うこと。
 - ウ 関係機関に案内・仲介した後も、支援に携わるネットワークの一員として、役割分担に応じて支援を行うこと。

5 事業報告

毎月10日までに、前月分の事業実績報告を別途定める様式で区及び子ども青少年局へ提出すること。